

多度地区小中一貫校整備事業

要求水準書

市は事業者の自由な発想による新しいアイデアやデザイン、創意工夫を凝らした内容など、独自の提案に期待しており、事業者の評価においても提案内容を重視する。

令和4年7月7日

令和4年8月10日修正

桑名市

目 次

第 1	総則	1
第 2	設計業務に関する要求水準	12
第 3	建設業務に関する要求水準	46
第 4	工事監理業務に関する要求水準	50
第 5	解体撤去等業務に関する要求水準	51
第 6	事業者のノウハウやアイデアの導入に関する要求水準	54

【参考資料】

配布資料

No.	資料名
1	子どもによる提案書
2	事業区域図①
3	事業区域図②
4	現況平面図
5	地質調査報告書
6	上水道台帳
7	下水道台帳
8	諸室リスト①（校舎）、諸室リスト②（体育館・屋外施設）
9	多度中小学校図面（①校舎設計図、②体育館竣工図、③プール竣工図）
10	多度中小学校施設台帳
11	用地取得部分の留意事項（令和 4 年 7 月下旬公表予定）
12	電気設備試験成績書

配布方法

期 間	令和 4 年 7 月 12 日(火)～8 月 18 日(木)(土・日・祝日除く)
時 間	9 時～11 時及び 13 時～16 時
場 所	桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課（電話：0594-24-1354） ※参考資料の受領を希望する場合、前日までに来訪時間の電話連絡を入れ、 当日は様式 1「要求水準書参考資料申込書」を持参すること

第1 総則

1 本書の位置付け

多度地区小中一貫校整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、桑名市（以下「市」という。）が多度地区小中一貫校整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うにあたって公表する「募集要項」と一体のものである。

要求水準書は、本事業に係る各業務について、市が事業者に対して要求する水準・条件等を示すものであるが、学校機能を確保したうえで、ICT 技術の活用や諸室の共有化等、従来の「学校」の理念にとらわれることなく、事業者の自由な発想による新しいアイデアやデザイン、創意工夫を凝らした内容など、要求水準の充足に配慮したうえで、独自の提案に期待している。また、要求水準の内容を変更して提案する場合、その理由を明記すること。

民間事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れた提案内容については、選定審査においても加点の対象とする。

市は、本事業の事業期間中に要求水準を変更する場合がある。要求水準を変更する場合、市は事前に事業者へ通知して検討及び協議期間を設けるとともに、変更内容に応じて必要な契約変更を行うものとする。変更事由及び変更手続き等の詳細については、事業契約書（案）に示す。

2 本事業の推進経緯

本事業の推進に関する情報（地域協議会、ワークショップ、開校準備委員会の開催状況等）は、市のホームページ（多度地区小中一貫校整備事業／桑名市（www.city.kuwana.lg.jp））に掲載しており、提案内容の検討にあたり参考とすること。

また、子どもからも提案（参考資料1「子どもによる提案書」参照）を募っており、施設計画に反映されることを期待している。

3 モニタリング及びセルフモニタリングの実施

（1）市によるモニタリングの実施

市は、事業者が要求水準書等の公表資料及び提案書類の記載内容（以下「要求水準等」という。）に基づいて、適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

市は、モニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求や契約金額の減額等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求水準等を満たしていない場合の措置に関する詳細については、事業契約書（案）に示す。

（2）事業者によるセルフモニタリングの実施

事業者は、要求水準等の遵守を目的として、各業務の進捗及び内容に対応したセルフ

モニタリングを実施する。

事業者は、各業務に係る「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、各業務計画書と合わせて提出し、市の承認を受ける。同計画書には、要求水準等に対応したセルフモニタリング項目を設定し、実施頻度及び実施者を規定するとともに、要求水準等の達成合否に係る確認方法を明記する。また、セルフモニタリングの実施結果を踏まえて、改善を図る仕組みについても明記し、事業期間を通じて確実に安定的に業務を遂行する。

事業者は、セルフモニタリングの実施内容・結果を記載した「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、市に提出する。なお、セルフモニタリングにより要求水準等の未達を把握した場合は、直ちに市に報告し、協議を行うとともに、当該事象の内容、対応状況・影響、改善方策等について当該実施報告書に記載する。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたり、事業者は関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)及び適用要綱・各種基準等の最新版を遵守するとともに、市の上位計画等や小中一貫教育や学校施設の在り方に関する報告書等の内容を参照する。

関係法令に基づく許認可等が必要な場合、事業者は遅滞なく取得し、本事業を円滑に実施する。

(1) 法令

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 景観法（平成16年法律第110号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・学校図書館法（昭和28年法律第185号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）

（2）要綱・基準

【造成設計】

①三重県設計指針・基準

- ・三重県積算基準(三重県県土整備部技術管理課)
- ・三重県公共工事共通仕様書(三重県県土整備部技術管理課)
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル(三重県健康福祉部健康福祉総務室)
- ・宅地等開発事業に関する技術マニュアル(三重県県土整備部建築開発課)
- ・洪水調整池等技術基準(三重県県土整備部建築開発課)
- ・林地開発許可技術基準(三重県環境森林部)

②道路関係設計指針・基準

- ・道路の移動円滑化整備ガイドライン(財国土技術研究センター)
- ・土木構造物標準設計 第1巻(側こう類・暗きょ類)(国土交通省土木研究所)
- ・土木構造物標準設計 第2巻(擁壁類)(国土交通省土木研究所)
- ・道路構造令の解説と運用(社日本道路協会)
- ・道路土工－擁壁工指針(社日本道路協会)
- ・道路土工－盛土工指針(社日本道路協会)
- ・構内舗装・排水設計基準及び参考資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)

③その他設計指針・基準

- ・新土木工事積算大系の解説(財日本建設情報総合センター)

【建築設計】

①共通

- ・小学校設置基準（文部科学省）
- ・中学校設置基準（文部科学省）
- ・小学校施設整備指針（文部科学省）
- ・中学校施設整備指針（文部科学省）
- ・学校環境衛生基準（文部科学省 令和2年12月15日一部改正）
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省）
- ・学校施設における事故防止の留意点について（文部科学省）

- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）
- ・ 特定資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針（三重県県土整備部）
- ・ 三重県建築基準条例
- ・ 三重県建設副産物処理基準
- ・ 三重県環境影響評価技術指針
- ・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル

②建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 建築設計基準（国土交通省）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省）
- ・ 建築構造設計基準の資料（国土交通省）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省）

③建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省）

④設備

- ・ 建築設備計画基準（国土交通省）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（公共建築協会）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（日本空調衛生工事業協会）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（日本空調衛生工事業協会）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省）

⑤設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（内訳作成は三重県仕様による）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省）

（３）本事業に関連する市の上位計画等

- ・ 桑名市総合計画（後期基本計画）
- ・ 桑名市公共施設等総合管理計画
- ・ 桑名市公共施設等総合管理計画第１次アクションプラン
- ・ 桑名市公共施設個別計画ガイドライン
- ・ 桑名市国土強靱化地域計画
- ・ 桑名市地域防災計画
- ・ 桑名市業務継続計画
- ・ 桑名市行政改革大綱
- ・ 桑名市都市計画マスタープラン
- ・ 桑名市地域創造プロジェクト（案）
- ・ 桑名市デジタルファースト宣言
- ・ 桑名市ゼロカーボンシティ宣言
- ・ 公共施設等への再生可能エネルギー設備導入方針
- ・ 桑名市教育大綱
- ・ くわなっ子教育ビジョン
- ・ 桑名市小中一貫教育基本方針
- ・ 望ましい学校教育のあり方について（答申）
- ・ 多度地区小中一貫校整備事業基本構想・基本計画

（４）本事業に関連する報告書等

- ・ 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの９年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」（平成 27 年 7 月 文部科学省（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議））
- ・ 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和 4 年 3 月 文部科学省（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議））
- ・ 「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和 4 年 3 月 文部科学省（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議））
- ・ 「新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～」（平成 22 年 1 月 文部科学省）

5 事業用地の概要

(1) 対象用地の特徴

本事業の対象用地(以下「事業用地」という。)は、市北部の多度地区にあり、養老鉄道養老線多度駅より北西約 250mに位置している。(参考資料 2「事業区域図①」参照)

事業用地の範囲 (以下「事業区域」という。)は、市が本事業を実施するために新たに取得する用地(以下「用地取得部分」という。)と既存施設の敷地(以下「多度中小部分」)を合わせた面積(約 5.9 ha)とする。(参考資料 3「事業区域図②」参照)

用地取得部分に関して、現在、市は農地法 5 条の許可を発効要件とした所有権移転登記を設定する契約に係る手続きを進めている。ただし、公募開始時において、本事業推進の同意は得られているものの仮登記の設定まで至っていない部分が存在する。

事業用地の地形は、西から東にかけて下がっており、用地取得部分では約 20m、多度中小部分は段差 2 段で約 8 mの高低差があることに留意すること。

事業用地に関する主な前提条件は、下記の通りである。ただし、事業者は、本事業に係る提案内容の検討及び実施にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

所在地	桑名市多度町小山地内 (参考資料 4「現況平面図」参照)	
地 目	用地取得部分	畑、原野
	多度中小部分	学校用地、道路
敷地面積	用地取得部分	約 4.0ha
	多度中小部分	約 1.9ha
区域指定 用途地域	用地取得部分	市街化調整区域(用途地域無指定)
	多度中小部分	敷地西側(約 0.8ha)：市街化調整区域(用途地域無指定) 敷地東側(約 1.1ha)：市街化区域(第 1 種住居地域)
容積率	200%	
建ぺい率	60%	
その他指定	防火・準防火地域：指定なし (建築基準法第 22 条区域) 埋蔵文化財包蔵地内 (令和 3 年度試掘調査済み、本調査中) 三重県建築基準条例第 6 条 (がけ条例)	
日影規制	規制対象：高さ 10m超、地盤高さ：4 m 規制時間：第一種住居地域 5 h (10m以内)、3 h (10m超) 無指定 4 h (10m以内)、2.5 h (10m超)	
景観条例	景観計画区域内：多度中心市街地地区、多度山眺望保全区域	
地質・地盤	※参考資料 5「地質調査報告書」を確認すること	
道路斜線	第一種住居地域：∠1.25 無指定：∠1.5	
隣地斜線	20m + ∠1.25	
接続道路	多度中小部分の北東角：市道深谷柚井線 用地取得部分の東側：市道天王平 1 号線 用地取得部分の南西角：市道天王平 3 号線	

(2) インフラ条件

事業者は、本事業に係る提案内容の検討及び実施にあたり、各種インフラ条件(上水道、下水道、雨水排水、電気、ガス、通信)に関して、自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。

上下水道の現況は、「上水道台帳」(参考資料6 参照)、「下水道台帳」(参考資料7 参照)により確認すること。

雨水排水は、用地取得部分、多度中小部分、用地取得部分より西側の背後流域ともに、放流先は多度川とし、開発許可申請に係る基準に準じて、協議の上、適切な雨水調整池を設置する。

電気は、敷地内への引込方法について、電力会社へ確認したうえで適切に計画すること。

ガスは、都市ガス供給区域外のため、開校後の供給方法についてプロパンガス(L P ガス)業者へ確認したうえで適切に計画すること。

電話・インターネットは、通信会社へ確認したうえで、市が別途発注する回線工事に配慮した空配管を適切に設置する。

なお、各インフラへの接続に係る費用(負担金・分担金・手数料等含む)は、市の負担とする。

6 本施設等の概要

(1) 本施設の概要

延床面積	参考資料8「諸室リスト」を参照のうえ、事業者の提案により適切な規模とする
構造条件	鉄筋コンクリート造または鉄骨造を前提に事業者の提案による
屋外運動場	メイング라운드、多目的グラウンド、テニスコート、部室、体育倉庫、石灰倉庫、トイレ、遊具
外 構	駐車場：適切な台数(教職員用 70 台程度、来客者用 30 台程度) 駐輪場(後期課程用)：130 台分 スクールバス(大型バス 2 台・マイクロバス 4 台程度) 停留・転回スペース 通路、外灯、門扉・囲障、植栽・中庭、雨水調整池等

(2) 諸室の構成

一般教室	普通教室：27 室(9 学年×3 クラス)、少人数教室：3 室
特別支援教室	前期課程用：4 室(うち 1 室は 2 室に分割可能とする) 後期課程用：3 室(うち 1 室は 2 室に分割可能とする)
特別教室等	技術室：1 室、技術準備室：1 室、音楽室：2 室、音楽準備室：2 室 理科室：3 室、理科準備室：1 室、家庭科室：2 室、家庭科準備室：1 室 美術室：1 室、美術準備室：1 室、図工室：1 室、図工準備室：1 室 図書室：1 室、多目的フロア：1 室 児童・生徒用更衣室：男女各 2 室(計 4 室)・多目的：2 室
管理諸室等	職員室：1 室、校長室：1 室、事務室：1 室、教材室：1 室、保健室：2 室 湯茶室：1 室、会議室(大)：1 室、会議室(小)：1 室、印刷室：1 室 地域交流室(コミュニティスクール室)：1 室、職員更衣室：2 室 教育相談室：4 室、カウンセリング室：1 室、児童・生徒会室：1 室 清掃用具庫：1 室
その他	配膳室(各階)、機械室(適宜)
共用部	昇降口、来客用玄関、教職員用玄関、廊下、階段、トイレ
体育館	大・小フロア、ステージ、放送室、収納庫、用具庫、更衣室、部室、トイレ

※各室の面積は、参考資料8「諸室リスト」参照

(3) 既存施設の概要

校 舎	昭和 56 年度建築 延床面積：4,720 m ² 鉄筋コンクリート造 3 階建
体育館	平成 3 年度建築 延床面積：1,123 m ² 鉄骨造 3 階建
プール	昭和 61 年度建築 更衣室(鉄筋コンクリート造 平屋建 89 m ²) 高学年プール(鉄筋コンクリート造 25m×17m、8 コース、0.9～1.1m) 低学年プール(鉄筋コンクリート造 10m×12m、0.5～0.6m)

※詳細は、参考資料9「多度中学校図面」、参考資料10「多度中学校施設台帳」参照

7 児童・生徒数に関する前提条件

(1) 開校時における児童・生徒数の想定

設計計画の参考として、令和7年度の児童・生徒数は、前期課程 499 人、後期課程 346 人、合計 845 人と想定する。

各学級の人数は、全学年に関して前期課程 35 人以下、後期課程 40 人以下の学級編成を前提とし、学級数は、前期課程普通学級 17 学級、後期課程普通学級 9 学級を計画する。

教職員数は、約 70 人を想定する。

【開校年度における児童・生徒数の想定】

	前期課程						後期課程		
	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	7 年生	8 年生	9 年生
人 数	71 人	63 人	85 人	102 人	69 人	109 人	117 人	113 人	116 人
合 計	499 人						346 人		
学級数	3	2	3	3	2	4	3	3	3
合 計	17 学級						9 学級		

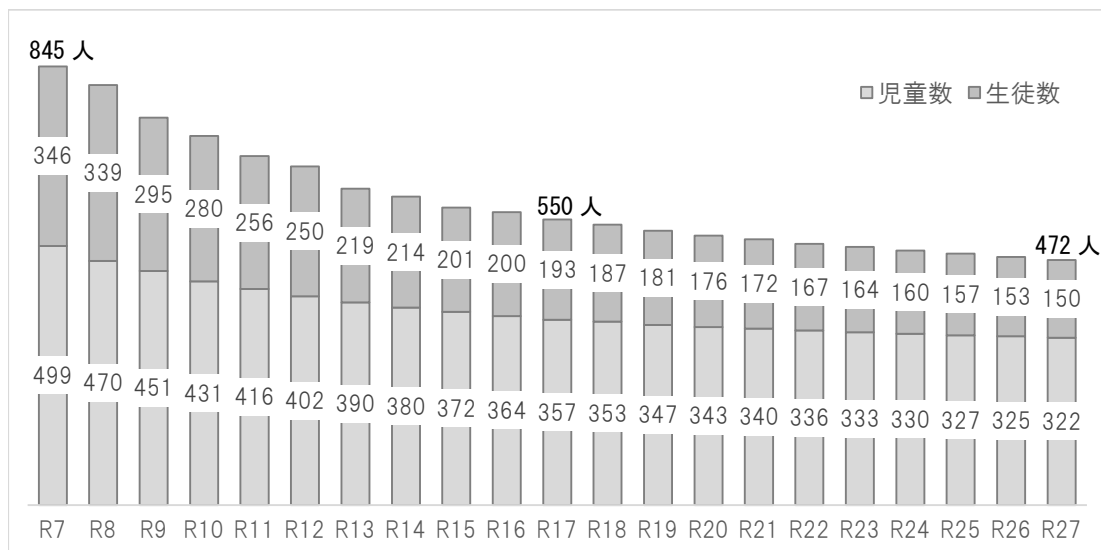
【開校年度における通学方法の想定】

通学方法	児童	生徒	出入口の想定
徒歩	373 人	255 人	用地取得部分：429 人、既存施設敷地：199 人
自転車		91 人	用地取得部分：35 人、既存施設敷地：56 人
スクールバス	126 人		用地取得部分のみ
合 計	499 人	346 人	

(2) 将来における児童・生徒数の予測

令和7年度以降の児童・生徒数については、下図記載の通り、減少傾向となることが予測されている。これに伴い各学級の人数は減少するものの、各学年2学級の規模が続くことを前提に計画する。

【多度地区児童・生徒数の将来推計】



8 部活動及び地域開放に関する前提条件

(1) 後期課程における部活動の想定

後期課程の部活動については、下表を参考に想定すること。

【後期課程における部活動の想定】

現在の多度中学校の状況		本施設開校時の想定	
部活動名	募集対象	活動場所	部室等の設置場所
陸上競技	男女	グラウンド	グラウンド付近
バレーボール	女	体育館	体育館内
バスケットボール	男	体育館	体育館内（男女別）
	女		
ソフトテニス	男	テニスコート	テニスコート付近に用具庫設置
	女		
軟式野球	男女	グラウンド	グラウンド付近
卓球	男女	体育館	体育館内
サッカー	男女	グラウンド	グラウンド付近
吹奏楽	男女	音楽室	音楽室・音楽準備室（部室兼用）
美術	男女	美術室	美術室（部室兼用）
生花・茶道	男女	少人数教室	少人数教室（部室兼用）

(2) 地域開放に関する想定

学校教育活動に支障がないことを前提に、グラウンド、体育館、校舎の一部について地域開放の対象(地域住民等が利用できる施設)とすることを想定している。

【地域開放の対象施設・諸室】

メイングラウンド、多目的グラウンド、体育館 校舎の一部(図書室、多目的フロア、地域交流室、家庭科室 等)

9 設計期間・工事期間に関する留意事項

(1) 都市計画決定・事業認可スケジュールとの整合

本施設は、都市計画学校と位置付け、市は下記のスケジュールを前提に都市計画決定の手続きを進め、令和5年11月までに都市計画の事業認可を得ることを予定している。

このため、設計期間は、都市計画決定・事業認可スケジュール(下表参照)との整合を考慮して計画するとともに、市が県との協議を行う際に必要となる図書等の作成に協力すること。

建設期間は、事業用地内での着工(準備工事等を含む)が都市計画の事業認可後になることに留意して計画する。

【都市計画決定・事業認可スケジュール(予定)】

手続図書(都市計画面)作成	令和5年3月
県との事前協議	令和5年4月～6月
都市計画法第17条縦覧、都市計画審議会、県との協議	令和5年6月～8月
都市計画決定告示	令和5年9月
都市計画事業認可	令和5年11月

(2) 1期工事期間における留意事項

本施設は、1期工事期間において、多度中小学校の学校運営に影響を及ぼさないように用地取得部分の範囲内で整備すること(仮設校舎が不要となる計画)を基本とする。

ただし、用地取得部分のみで開校時の学校運営において必須となる施設を計画することが難しい場合、多度中小学校の一部(プール設置部分等)を1期工事期間中に解体撤去し、本施設の整備対象範囲とする提案も可能とする。

用地取得部分の北側は、がけ条例の規制を受けることに留意すること。

用地取得部分と隣接地との境界部分は、安全かつ適切な処置を施したうえで工事を実施すること。

(3) 2期工事期間における留意事項

登下校の時間帯(8時～9時及び15時～16時)については、多度中小部分の北東角(市道深谷柚井線と接する箇所)及び北側(多度川沿いの階段)の出入口から、用地取得部分に整備される校舎まで、安全かつ円滑に利用できる徒歩での通学動線を確保すること。

(4) 全体工程表の提出

事業者は、事業契約の締結後、速やかに設計業務着手から2期工事完了までの全体工程表を作成して、市の承認を受けること。

全体工程表は、本事業において市が実施する業務内容も踏まえたうえで、事業者が実施する各業務の関連性に配慮して作成すること。

事業者の事由により、全体工程表を変更する必要がある場合、直ちに市に報告するとともに、適切な措置を講じること。

第2 設計業務に関する要求水準

1 設計業務における基本的な考え方

(1) 造成計画・ランドスケープ計画の考え方

① 全体計画

- ・事業用地全体について、高低差のある地形や優れた眺望を活かし、「ランドスケープ」を意識したうえで、9年間のつながりの中での居場所や交流空間づくり、景観的配慮や地域とのつながりを踏まえた空間づくりを行うこと。
- ・グラウンドや調整池、通路等の計画は、ランドスケープや造成規模、地域とのつながりに与える影響が大きいことから、日常の学校生活に支障がないように、これらの機能のあり方や規模・配置・バランス等を総合的に考慮する。造成は、切土・盛土の土量バランスを図り、敷地外への搬出を抑えた計画とする。
- ・用地取得部分の既存樹木については、必要範囲の伐採・伐根を行う。
- ・造成後における安全性の確保や周辺の景観に配慮して、必要部分にのみ適切な構造の擁壁を計画する。擁壁については、緑化を期待する。造成法面についても、十分な法面緑化を基本とし、必要に応じて防草対策・コンクリート舗装などを行う。
- ・雨水排水は、関係法令や各種基準等を踏まえて計画する。
- ・緩斜面部分については、斜面上部の積極的な有効利用の提案を期待する。

② 通路計画

【用地取得部分】

- ・南西角(市道天王平3号線と接する箇所)及び南東角(市道天王平1号線の東側)から車両が安全かつ円滑に出入りできるように計画する。
- ・工事用の大型車両は、南西角からの出入りを想定しているが、児童や近隣住民等に対する安全性が確保できることを条件として、事業者が別の出入口を設置する提案も可能とする。なお、工事関係の車両が南東角から出入りすることは可能とする。
- ・南西角からの出入口は、開校後も大型バスや緊急車両等が通行できるように計画する。
- ・用地取得部分の東側(南東角から多度中小部分に接するまでの箇所)は、民有地との境界から4m(市道天王平1号線を含む)離隔して計画する。市道天王平1号線の幅(1～2m)は現状のままとし、雑草対策として砂利敷きなどを行うこと。
- ・スクールバスの出入口は、原則として、マイクロバスは南東角から、大型バスは南西角から敷地内へ安全かつ円滑に進入できる位置に設けること。マイクロバスの動線は、市道天王平1号線ではなく、敷地内に確保すること。
- ・用地取得部分の西側に関して、南西角から認定こども園ゆい保育園(以下「隣接施設」という。)の間知ブロックが設置されている箇所については、隣接施設の敷地内通路部分を含め3m程度離隔したうえでフェンス等を設置する。用地取得部分の西側敷地境界からフェンス等の設置箇所までは、隣接施設の敷地内通路と同じ高さで整備すること。なお、間知ブロックからの離隔距離や通路等に関する詳細は、基本設計時に隣接施設との協議により決定する。

【多度中小部分】

- ・北東角(市道深谷柚井線と接する箇所)から用地取得部分まで、車両が安全かつ円滑に入りできる動線を計画すること。
- ・北東角からの出入口は、大型バスや緊急車両等が通行できるように計画すること。

(2) 建築計画の考え方

① 配置計画

- ・事業用地の高低差のある地形条件を踏まえ、大規模な造成工事は想定せず、造成計画と建築計画を一体的に行うことで、極力、残土の場外搬出は行わない計画とする。
- ・本施設は、周辺の景観と調和した配置・外観及び色彩計画とし、「丘の上の学び舎」として地域から親しまれるデザインとする。
- ・近隣の住宅環境（日影やプライバシー、騒音、振動、排気、土埃等の飛散、夜間照明の影響など）に十分に配慮するとともに、圧迫感を与えない計画とする。
- ・不審者の侵入防止や犯罪・事故防止の観点から、死角をつくらず、児童・生徒の活動に教職員の目が行き届くように各施設を適切に配置する。また、敷地内の高低差を踏まえ、児童・生徒の転倒・転落等の防止に配慮した計画とする。
- ・敷地出入口は、用地取得部分の南西角・南東角、多度中小部分の北東角・北側(多度川沿いに設置されている階段からの出入口)・南西(既存グラウンドの出入口)、市道天王平1号線と多度中小部分が接する箇所の計6か所を前提にした計画とする。出入口は、いずれも徒歩通学者・自転車通学者・車両の利用に配慮し、正門は本施設の配置を考慮して適切な位置に設置すること。
- ・出入口の門扉は、児童・生徒の安全性確保に十分に配慮した計画とする。
- ・スクールバスの乗降スペースには、庇を設置するなど、雨天時でも傘を差さずに乗り降りできるように配慮すること。また、待機スペースとなることを想定し、フェンス等を設置するなど、風雨の吹込みに配慮すること。
- ・スクールバスの乗降・転回・停留スペースや教職員用・来客者用の駐車場は、児童・生徒の安全性を確保できる位置に配置する。
- ・登下校時における動線(徒歩、自転車、スクールバス)や敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する主な車両(教職員用、来客者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用など)を想定し、歩車分離に十分に配慮すること。特に、給食配送車両が配膳室まで安全に進入し、円滑に切り返して寄り付けられるように配慮すること。
- ・敷地内にはバリアフリー動線を確保するとともに、分かりやすい施設配置することで、緊急時や災害発生時における避難誘導や救助活動等が容易な計画とする。緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。
- ・校舎及び体育館は、高低差のある地形を活かして合理的に計画するとともに、児童・生徒や教職員等が円滑に利用・移動できる位置に配置する。

- ・校舎と体育館は、別棟、合築のいずれも可能とするが、雨天時でも児童・生徒が濡れずに往来できるように計画する。
- ・校舎及び体育館は、適切な日照や通風等の自然環境を最大限に取り入れられるように計画する。ただし、用地取得部分の北側は、がけ条例の規制を受けることから、敷地境界からの離隔距離に十分に配慮して配置すること。
- ・校舎の一部には、ピロティなどを計画して、天候などに関係なく体育の授業や休み時間、部活動に活用できる屋外活動スペースを確保する。
- ・メイングラウンドは、日照の確保に配慮するとともに、校舎や体育館からの動線を考慮し、児童・生徒が円滑に利用することができ、災害時にも安全性を確保することができる位置に計画する。
- ・既存施設の跡地には、体育の授業や部活動のほか、社会体育や地域の多様な活動・イベント等で利用できる多目的グラウンドや地域交流を促す機能などを計画する。多目的グラウンドは、校舎との円滑な往来や外部からの利用の容易性に配慮すること。
- ・テニスコートは、近隣への騒音の影響に十分に配慮して配置する。
- ・校舎・体育館・グラウンド等は、学校開放(地域住民等の利用)や避難所としての利用も想定し、利便性とセキュリティ面に配慮して配置する。

② 平面・動線計画

- ・児童・生徒や教職員をはじめ本施設の利用者が、安全かつ円滑に移動できるように分かりやすい動線を計画する。児童・生徒の日常的な動線を考慮し、校舎内への土埃等の持ち込み防止に配慮すること。
- ・緊急時や災害発生時において、各諸室から安全かつ迅速に避難誘導を行うことが可能な計画とする。
- ・障がいのある児童・生徒や教職員が安心して学校生活を送ることができるように、スロープや手すり等のバリアフリー対応を徹底すること。また、エレベーターを適切な位置に配置すること。
- ・学習関係諸室は、機能や利用形態などを考慮し、教育活動が効果的かつ効率的に実施できるように配置する。また、開校当初の児童・生徒数及び将来の減少を考慮し、共有化(シェア)や多機能化などを見据え、合理的かつ多目的に利用できるように計画する。
- ・管理関係室は、学習関係諸室をはじめ校内各所へ移動しやすく、特に職員室は、防犯上の観点から校舎へのアプローチ部分やグラウンドへの見通しが良い位置に配置する。
- ・配膳室は、教室・職員室との位置関係に配慮すること。
- ・地域交流室をはじめ、学校開放の対象となる諸室は、利用者の利便性と防犯性などに配慮して配置する。
- ・学校開放の対象となる諸室の配置は、施設利用者の立入可能範囲が限定されるように(対象外の諸室への立ち入りを防止できるように)、効果的な動線管理策を計画する。
- ・本施設が避難所となる場合においても、学校運営の早期再開を図るため、避難所機能を

区画し、教育機能と分けられるように計画する。体育館は、長期間の避難生活に対応できるように配慮すること。

- ・開校時は本施設の運用として、放課後に多目的フロア、将来的には空き教室(普通教室)を学童保育の場として活用することを想定している。放課後に学童保育を利用する児童は、地域交流室の出入口を利用することを前提とし、多目的フロアや将来的に学童保育としての活用を想定する普通教室は、安全性や利便性に配慮して配置する。また、手洗い場やトイレを除き、学童保育として使用できる範囲を限定できるように(児童が当該範囲外に立ち入らないように)シャッターやパーティション等の仕切りを設置し、セキュリティに配慮すること。なお、学童保育を利用する児童数は、60人程度を想定すること。

③ 諸室計画

【共通事項】

＜全室共通＞

- ・本施設の構成は、参考資料8「諸室リスト」を基本とする。当該リストに記載している各室の面積は参考値とし、要求水準を充足したうえで面積を増減する提案は可能とする。必要に応じて、教室等を再配置(「4-3-2」の学年区分を意識した諸室配置など)したり、分割して使用したりすることのできる弾力的な空間として計画する。
- ・将来の学級数の減少や学習内容・形態の変化、他施設との複合化ニーズの高まりなどを考慮し、間仕切壁の変更や他用途への転用など柔軟に対応できる計画とする。
- ・奥行きが深い空間や面積の広い空間については、採光、換気、音響等の環境条件の確保に特に留意して、規模や位置等を計画する。
- ・各室の面積や形状は、机等の配置も踏まえ、感染症拡大防止に配慮して計画する。また、外気温に関わらず、換気が可能な仕組みを導入する。
- ・総合的な学習や協働して課題に取り組むチーム活動などに対応できる一般教室、特別教室、共通学習空間(多目的フロア、図書室、廊下のワークスペース等)等の機能的な連携に配慮して配置を計画する。
- ・一般教室に近接してオープンカウンター形式の教師ステーションを設け、学年内の情報交流だけでなく、教室以外での児童・生徒とのコミュニケーションの場となるように計画する。教師ステーションは、2～3学年ごとに1か所(階が分かれる場合は階ごとに1か所)設置する。
- ・各室には、カーテンレール等を設置する。カーテン、ブラインド、暗幕等は、市が別途設置する。
- ・各室には、原則、掃除用具入れを設置(備え付け)する。掃除用具入れは、事故防止に配慮した仕様とすること。
- ・各室の用途や利用形態、安全性、利便性などを考慮して、適切な位置・数のコンセントを設置する。一般教室及び特別支援教室には、タブレット端末の充電保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。
- ・各室の出入口の扉には、施錠装置を設けること。

- ・要求水準書に示す諸室以外に、事業者の提案により、必要な部屋やスペースを追加提案することは可能とする。

＜一般教室・美術室・図工室共通＞

- ・一般教室・美術室・図工室は、廊下と一体利用できるオープンスタイルとし、教室と廊下との間仕切壁は可動式とするとともに、教室と隣接してワークスペースとして活用できる広い廊下を設置する。教室内の机の間隔を確保するため、ワークスペース側に教室を拡張できるように計画する。
- ・通常は、間仕切壁を閉じた状態で授業を行うことを想定しており、出入口部分には窓を設置するほか、適切な音環境や温熱環境が確保できるように配慮すること。

＜教室等共通＞

- ・教室の前面には、黒板の機能を有する設備を設置する。（授業時に資料を貼付したり、画像を投影したりできるものとし、光の反射などを考慮したうえで、児童・生徒が見やすいものが望ましい。）
- ・会議室の前面には、授業で使用する黒板と同様の機能を果たせる設備を設置する。
- ・各室の適切な場所に、ICT に対応したプロジェクタを設置する。
- ・壁の一部（適切な箇所）をスクリーンとして使用することを想定している。
- ・学校行事などが確認できる予定黒板を有する機能の設備を適切な場所に設置する。

【多目的フロア】

- ・多目的フロアは、異学年の交流や総合的な学習等の発表活動、地域交流の場などとして使用する。
- ・児童・生徒だけでなく、地域住民などを含む幅広い世代の利用や多人数（複数学年・最大 200 人程度）での同時使用を想定しており、目的に適した内装・広さを計画すること。
- ・全ての児童・生徒が利用しやすい位置に配置する。
- ・開校時は学童保育の場として活用することや、学校開放の対象となることも想定し、利便性とセキュリティ面に配慮すること。
- ・フロア内に、学童保育用の備品類を保管できる鍵付きロッカーを設置する。
- ・多様な目的で利用できるように、床材にはクッション性を備えた資材を採用すること。
- ・可動式（収納式）ステージ、スクリーンやプロジェクタ等の視聴覚設備、マイク等の音響設備を設置する。
- ・フロア内に、机・椅子等の収納庫を設置する。机・椅子は市が調達する。
- ・行事開催時の円滑な入退室や緊急時の迅速な避難が可能になるように、複数の出入口を設置するとともに、フロア前の廊下は十分な広さを確保すること。
- ・フロアの出入口に近接した位置に、手洗い場を設置する。利用人数や利用形態などに配慮して計画するとともに、周辺の床は防滑性に配慮した仕上げとすること。

【特別支援教室】

- ・インクルーシブ教育の構築に向け、普通学級に在籍する児童・生徒との交流がより活発に行われる場所に計画する。そのため、階層の配置は、一般教室との位置関係を配慮する。
- ・必要数は、前期課程用 4 室(48m²：3 室、72m²：1 室…2 室に分割可能)、後期課程用 3 室(48 m²：2 室、72 m²：1 室…2 室に分割可能)が望ましい。そのうち、前期課程 3 室、後期課程 2 室は、クールダウンに適した仕様が望ましい。
- ・車いす等を使用する児童・生徒に配慮し、少なくとも 1 室は外部から出入りがしやすい位置に配置する。
- ・他教室への音や臭いの影響にも配慮すること。
- ・全ての教室に、手洗い場を設置する。
- ・更衣やプライバシーに配慮した仕様とすること。また、支援員が更衣等を補助する際の容易性にも配慮すること。
- ・各課程のクールダウンに適した部屋のうち 1 室には、児童・生徒の使用に適したトイレ、シャワーを設置する。
- ・各教室には、使用する児童・生徒の人数分(12 名程度)の教具等を収納できる設備(ロッカー等)を設置する。

【教育相談室・カウンセリング室】

- ・児童・生徒一人ひとりに応じた個別の指導や相談をより一層充実させるため、教育相談室(4 室)、カウンセリング室(1 室)を計画する。
- ・教育相談室は、同時に 5～6 人が入室できるスペースを確保するとともに、プライバシーや防音性に配慮したうえで、各階の一般教室に近接した位置に適切に配置する。
- ・カウンセリング室(スクールハートパートナーやスクールカウンセラー等が在校時に拠点となる部屋)は、児童・生徒や保護者が相談のために利用することを考慮して、児童・生徒が日常的に利用する動線と重ならないように配慮すること。
- ・ホワイトボード、掲示板を設置する。
- ・机・椅子や書棚等を効率的にレイアウトできる形状とすること。

【廊下・階段等共用部】

- ・廊下・階段等の共用部には、多様な教育ニーズへの対応が可能なスペースを確保する。
- ・廊下には、児童・生徒のコミュニケーションの場となるようにベンチ等を適宜設けること。また、児童・生徒が落ち着くことができたり、集って相談できたりする静かで狭い空間(デン等)を複数確保し、リラックスできる仕上げとすること。
- ・共用部の計画については、諸室面積とのバランスや合理的かつ機能的な活用、学校生活や学習・交流面への影響などを考慮したうえで、事業者による効果的かつ効率的な提案を期待する。
- ・廊下・階段は、日常的な学校生活や避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、

採光や通風に配慮して窓を適切に配置する。

- ・各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉授業、グループ学習、少人数指導による学習など、多様な学習集団に弾力的に対応できる空間(オープンスペース、ワークスペース)を確保する。一般教室前の廊下は、展示スペースとして利用できるように配慮すること。
- ・オープンスペースでは、学年集会なども行うことができる計画とする。また、2～3学年ごとに1か所(「4-3-2」の学年区分を想定した場合、「2か所-1か所-1か所」)以上の教師ステーションを設置する。教師ステーションの奥には、教材や児童・生徒の作品等を一時保管する教材保管庫(2×3m程度、施錠必要)を設けること。
- ・一般教室に近接して、手洗い場を設置し、横にバケツの水を流すことができるスペースを設置する。利用人数や利用形態などに配慮して計画するとともに、周辺の床は防滑性に配慮した仕上げとすること。
- ・階段下のスペース等を利用し、収納倉庫を適宜設けること。

【図書室】

- ・図書等の閲覧だけでなく、日常的に児童・生徒の交流が可能となる空間とする。
- ・異学年交流や機能的な連携に配慮し、全ての児童・生徒が利用しやすいように、日常的な動線上で交流が生まれやすい位置に配置する。また、学校開放の対象となることも想定し、利便性とセキュリティ面に配慮すること。
- ・床は、フリーアクセスフロアとする。
- ・児童・生徒が自発的、主体的に学習できる空間となるように、書架、閲覧用机、椅子等を効果的にレイアウトできる計画とする。書架は、堅牢性、耐久性、経済性などに配慮して設置すること。閲覧机及び椅子は、市が調達・設置する。
- ・自主学習や読書・グループ学習など、多様な利用形態を想定したスペースを確保すること。
- ・子どもたちがリラックスして読み聞かせ等を視聴できるスペースを確保すること。
- ・蔵書数は、20,900冊程度を予定している。
- ・利便性や防犯性などを考慮し、図書の受付カウンターを適切な位置に設置する。
- ・学校行事などが確認できる予定黒板の機能を有する設備を適切な場所に設置する。
- ・書籍の日焼け防止や湿気に配慮し、十分な空調・換気機能を備えること。
- ・図書準備室を設け、書架や収納棚を設置する。図書準備室からメディアセンター内の様子を確認できるように配慮すること。

【地域交流室(コミュニティスクール室)】

- ・地域コーディネーターの拠点となり、学校と地域をつなぐ活動等を行うことができる部屋を計画する。
- ・昇降口に近接し、児童・生徒の登下校を確認でき、学校開放の対象施設への移動や往来にも便利な位置に配置する。

- ・地域交流室の利用者動線と児童・生徒の日常的な生活動線(主に学習関係諸室への移動動線)の交錯を避けるなど、セキュリティ面に十分に配慮すること。
- ・多様な利用者を想定し、多目的トイレまでの距離に配慮すること。
- ・会議やコミュニケーションの場として活用できるように、机や椅子、収納棚などの家具・備品を効率的にレイアウトできる形状とすること。
- ・利便性を考慮し、屋外から直接出入できる専用の出入口を計画する。出入口には、カメラ付きインターホンを設置すること。学童保育を利用する児童は、地域交流室から出入りすることを想定すること。
- ・行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、収納棚、ミニキッチン、洗面台を設置する。
- ・多度の歴史・自然・文化や旧小中学校の歴史について展示・閲覧できるスペースを設けること。

【一般教室】

- ・学年段階の区切りや学年毎に空間的なまとまりのある配置とし、小中一貫校の特徴を活かして、心身の成長が感じられるような空間を計画する。
- ・児童・生徒が生活するスペースは、従来の小学校と中学校の仕切りを越えた交流を生み出すため、体格差に配慮したうえで、連携や一体性の確保が可能な計画とする。
- ・必要に応じて、教室の配置を再構成したり、分割して使用したりできる弾力的な空間として計画する。
- ・気候の季節的な変化を考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保できる位置に計画する。
- ・教室の形状は、教師の視野範囲や机の配置などを考慮したうえで、事業者の提案による。
- ・教室の前面(窓側)には、教師用の収納スペースを可能な限り広く確保し、収納棚を設置する。
- ・教室の背面(上段)に関して、1～4年生は、壁全体を掲示スペースとして活用できるように計画する。また、5～9年生は、児童・生徒間で連絡事項を共有するための黒板等を設置するとともに、残りの壁は掲示スペースとして活用できるように計画する。
- ・教室の背面(下段)は、ロッカー用のスペースとして計画し、ロッカーは教室を広く使用できるように設置(前期課程：35人分以上、後期課程：40人分以上)する。ロッカーの大きさは、ランドセルやカバン以外にも、ゆとりをもって個人所有の学用品を収納できるサイズを確保し、仕様(備え付け、可動式など)は事業者の提案による。個人用ロッカーに加えて、クラス全員が共同利用できるロッカーを設けるなど、収納容量を可能な限り大きく確保できる提案を期待する。
- ・少人数授業用の教室として、「4-3-2」の学年区分毎に各1室(計3室)を5年生以上がアクセスしやすい位置に配置することが望ましい。仕様は一般教室と同様とする。

【職員室】

- ・教師全員の事務机を配置した職員室を計画する。教職員が効率的かつ快適に執務ができ

る環境を確保する。机や戸棚等の備品を適切にレイアウトできる形状とすること。

- ・少人数での打ち合わせスペースを設け、教職員間での連携及び情報共有が可能な計画とする。当該スペースは、児童・生徒とのコミュニケーションの場として利用できるように配慮すること。
- ・メイングラウンドやアプローチ部分などの見通しが良く、各所への迅速な移動や来客者への円滑な対応に便利な位置に配置する。床は、フリーアクセスフロアとする。
- ・ホワイトボード、掲示板、収納棚、洗面台を設置する。
- ・中央監視盤を設置し、各種設備の一括管理が可能な計画とする。
- ・仕切られた放送コーナーを計画し、校舎・体育館内、グラウンド・多目的グラウンド等を含む事業用地全体の必要箇所に放送できる放送設備を設置する。
- ・全諸室と連絡が取れる ICT 等を活用した機能を設置する。
- ・職員室に隣接して湯茶室を設置する。冷蔵庫及び製氷機を置くスペースを確保すること。
- ・児童・生徒へ迅速に連絡や配布物が伝わるように職員室前には、学年ごとの連絡黒板等やクラスごとの集配棚等を設置する。
- ・職員室に近接して、教材等を保管する倉庫(36m²程度)を設置する。教科ごとに区分して収納できるように棚を設置するほか、書棚の配置スペースを確保する。

【校長室】

- ・メイングラウンドやアプローチ部分などの見通しが良い位置に配置する。職員室に隣接し、廊下側及び職員室側から直接出入できるようにすること。来客用玄関からのアプローチにも配慮すること。
- ・執務用及び応接用の家具・備品等を効率的にレイアウトできる形状とすること。
- ・行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、個人用ロッカー、収納棚、洗面台を設置する。なお、洗面台には扉を設け、収納棚と連続した意匠とすること。
- ・壁面には、額装を掲示できるピクチャーレールを設置する。

【印刷室】

- ・教職員の利便性を考慮し、職員室に隣接して配置する。
- ・用紙等を保管するための収納棚を十分に設置する。

【事務室】

- ・職員室に隣接し、廊下側及び職員室側から直接出入できるように配置する。来客用玄関からのアプローチにも配慮すること。
- ・受付カウンター等を設置し、来客者用のインターホンを設置する。
- ・書類や消耗品を保管する書棚等を効率的にレイアウトできる形状とすること。
- ・事務室に近接して、必要な物品を十分に保管できる施錠可能な事務倉庫を設置する。

【保健室】

- ・児童・生徒の安静を保持できる位置に2室(前期課程用、後期課程用)配置する。一室は、体育館及びグラウンドからの緊急対応を考慮した位置に配置する。
- ・多目的トイレとの距離にも配慮すること。
- ・緊急時にも迅速かつ円滑に対応できるように、屋外から直接出入りできる専用の出入口を計画することが望ましい。救急車などが寄り付けるように配慮すること。出入口の屋外部には、手洗い場、足洗い場を設置する。
- ・各室ともに、ベッド(最低2台)を効率的にレイアウトできる形状とすること。ベッドは、市が調達・設置する。
- ・ホワイトボード、収納棚を設置する。
- ・掲示板、担架・布団用の収納棚、手洗い場(シャワー・給湯機能付き)、機器を洗浄するための大きめのシンク・水栓、洗面台を設置する。
- ・冷蔵庫1台及び洗濯機1台を設置できるスペースを確保する。
- ・保健室またはその付近に、洗濯物及び布団を干すことができるスペースを確保する。

【会議室(大・小)】

- ・職員室及び校長室からの移動に配慮した位置に配置する。
- ・会議室(大)は、70人程度が入れる程度の広さとする。会議室(小)は、30人程度で会議等を行うことができる広さとする。
- ・会議室(大)は、分割して使用できるように移動間仕切壁を設置する。移動間仕切壁は、収納の容易性や耐久性、防音性に優れたものを採用すること。

【職員更衣室】

- ・職員室と近接して、教職員が更衣・休憩等を行う室を男女別に配置する。
- ・室内には更衣スペースと休憩スペースを確保し、カーテン等で仕切れるようにすること。
- ・休憩スペースは、教職員が体調不良時に横になることができ、プライバシーが確保される仕様とすること。同様の利用目的が達成できる場合、休憩スペースを他の場所に設置する提案も可能とする。
- ・カーテンボックス・レールは、窓側だけでなく、廊下側にも設置する。

【清掃用具庫】

- ・清掃用具を効率的に保管しやすい位置に設置する。

【児童・生徒会室】

- ・一般教室と同程度の仕様とすること。

【技術室】

- ・木工や金工など多様な授業内容に対応できる技術室を1階に配置する。騒音や振動、臭気など、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・室内には、土間を設けること。土間の代わりにベランダを設ける提案も可能とする。
- ・室内での作業内容を踏まえ、床・壁は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮した仕上げとする。
- ・安全かつ効率的に作業を行うことができるように、教師用及び生徒用の作業台(可動式)等を適切にレイアウトできる形状とすること。作業台・椅子は、市が調達・設置する。
- ・掲示板、手洗い場、収納棚を設置すること。
- ・作品の保管・展示スペースを確保する。
- ・臭気や粉塵の発生を考慮し、集塵設備・ピットを設置するとともに、十分な換気機能を備えること。
- ・電気は専用回路とすること。

【技術準備室】

- ・技術室に隣接して配置し、直接出入りできるようにすること。
- ・工具や資料等を保管する収納棚を設置する。

【音楽室】

- ・音楽室は、2室(前期課程用、後期課程用)配置する。
- ・扉は、楽器の搬出入を考慮して、十分な幅を確保する。
- ・多様な音楽の授業内容を想定し、適切にレイアウトできる形状とすること。机・椅子は、市が調達・設置する。
- ・内装(床・壁・天井)は、音響効果や防音に配慮した仕上げとする。他の教室や近隣への影響に配慮すること。
- ・掲示板、楽器保管用の収納棚を設置する。
- ・埋め込み式または吊り下げ式のスピーカーを設置する。
- ・五線付きのホワイトボードを設置する。

【音楽準備室】

- ・音楽室に隣接し、直接出入りできるようにすること。扉は、楽器等を安全かつ円滑に搬出入できる十分な幅を確保する。
- ・床は、適切な材質とすること。
- ・大型楽器(シロフォン、バスドラム、ティンパニ等)の保管スペースを考慮すること。
- ・多様な楽器類を適切に保管できる大型の収納棚を設置する。

【理科室】

- ・3年生以上が使用することを想定した理科室を3室配置する。
- ・各室には、教師用の実験台(シンク、水栓・ガス栓、コンセント付き)1台及び児童・生徒用の実験台(小グループで座ることを想定)を設置する。
- ・第1理科室(前期課程用)の実験台(シンク、水栓・ガス栓、コンセント付き)は、4人がけ9台を設置し、教室前面を向いて座ることができる配置とする。
- ・第2理科室(後期課程用)の実験台には、ガス栓、コンセント付きを、4人がけ9台を設置し、手洗い場を室内に配置する。教室前面を向いて座れる配置が望ましい。
- ・第3理科室(前期課程・後期課程兼用)の実験台は、実験等の授業に適したものであればシンク・水栓等がなくてもよいが、室内には手洗い場を設置すること。
- ・床は、耐水性、耐薬品性に配慮した仕上げとする。
- ・掲示板、実験器具を保管する収納棚、流し台を設置する。
- ・薬品の使用や臭気の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・電気は専用回路とする。

【理科準備室】

- ・各理科室への教材備品の運搬に配慮し、出入りしやすい位置に配置する。
- ・実験台(シンク、水栓・ガス栓、コンセント付き)1台、収納棚、薬品庫を設置する。
- ・3室分の教材備品を全て収納できるように配慮すること。
- ・薬品の使用や臭気の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・大型の器具を洗浄できる流し台を設置する。
- ・ガスの元栓を設置する。

【家庭科室】

- ・調理室及び被服室の機能を有する家庭科室を2室配置する。
- ・教師用の調理台(シンク・水栓、コンロ、コンセント付き)1台及び生徒用の調理台(シンク・水栓、コンロ、コンセント付き)6台を設置する。調理台は、被服台と兼用できるものとする。椅子は、市が調達・設置する。
- ・調理実習時の衛生面に配慮し、床・壁は、防汚性、清掃性などに配慮した仕上げとする。また、調理時の臭いを考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・冷蔵庫の設置スペースを確保する。
- ・掲示板、手洗い場、壁側に作業台(下部は収納棚)を設置する。
- ・電気は専用回路とすること。

【家庭科準備室】

- ・各家庭科室への教材備品の運搬に配慮し、出入りしやすい位置に配置する。

- ・収納棚を設置する。2室分の教材備品を全て収納できるように配慮すること。
- ・洗濯機の設置スペースを確保する。
- ・ガスの元栓を設置する。

【美術室】

- ・絵画、彫塑、デザイン、工芸など多様な授業内容に対応できる美術室を配置する。
- ・騒音や振動、臭気など、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・室内での作業内容を踏まえ、床・壁は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮した仕上げとする。
- ・教師用及び生徒用の作業台(可動式)を適切にレイアウトできる形状とすること。作業台・椅子は、市が調達・設置する。
- ・扉は、美術用品等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保する。
- ・掲示板、手洗い場、収納棚を設置する。
- ・作品の保管・展示スペースを確保する。
- ・臭気や粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。

【美術準備室】

- ・美術室に隣接し、直接出入りできるようにすること。
- ・収納棚を設置する。
- ・美術準備室は、配置により図工準備室と兼用可能とする。

【図工室】

- ・騒音や振動、臭気など、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・室内での作業内容を踏まえ、床・壁は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮した仕上げとする。
- ・教師用及び児童用の作業台(可動式)を適切にレイアウトできる形状とすること。作業台・椅子は、市が調達・設置する。
- ・扉は、美術用品等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保する。
- ・掲示板、手洗い場、収納棚を設置する。
- ・作品の保管・展示スペースを確保する。
- ・臭気や粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・電気は専用回路とすること。

【図工準備室】

- ・図工室に隣接し、直接出入りできるようにすること。
- ・収納棚を設置する。

- ・図工準備室は、配置により美術準備室と兼用可能とする。

【児童・生徒用更衣室】

- ・男女別で各2室(計4室)、多目的更衣室(4人程度用)を各1室(計2室)、一般教室から昇降口までの動線上に配置するなど利便性に配慮すること。

【配膳室】

- ・外部から直接出入りできる位置に計画し、2台の給食配送車両(テールゲート昇降装置付き)により配送されるコンテナ(800人規模で6～7台使用する想定)を安全かつ円滑に搬出入できるように外部にはプラットフォームを設置する。
- ・外部への出入口は、コンテナの搬出入口と配膳作業従事者用の2か所設置する。コンテナの搬出入口は、安全かつ円滑に作業ができるような構造とし、十分な幅を確保する。
- ・配膳室内では、コンテナに収納された食缶・食器等を配膳ワゴンに載せ替え、各教室や職員室まで運搬する。上階には、廊下に設置するエレベーターを使用して運搬するため、配膳室とエレベーターは近接して配置する。また、各階のエレベーター周辺は、配膳ワゴンが滞留しないように、十分なスペースを確保すること。
- ・廊下側の出入口は、配膳ワゴンを円滑に搬出入できる構造とし、十分な幅を確保する。
- ・上階には、配膳室から運搬された配膳ワゴンを給食開始時間まで一時保管するための配膳室(空調設備必要)を設置する。一般教室や職員室への動線を考慮して配置するとともに、出入口は、児童・生徒が配膳ワゴンを迅速かつ円滑に搬出入できるように工夫すること。
- ・内装は、衛生管理面に十分に配慮した仕上げとすること。また、温度・湿度を適切に管理できるように十分な空調・換気能力を備えること。
- ・掲示板、収納棚、流し台を設置する。
- ・牛乳等を保冷するための大型冷蔵庫やご飯等を保管する棚の設置スペースを設けること。

【現在使用されている給食配送車両・コンテナ・配膳ワゴンの大きさ】

給食配送車両	・2トン車1台：長さ627cm、幅189cm、高さ278cm ・3トン車1台：長さ638cm、幅191cm、高さ280cm
コンテナ	・幅125cm×奥行72cm×高さ140cm
配膳ワゴン	・幅95cm×奥行60cm×高さ80cm ・幅83cm×奥行75cm×高さ80cm

【機械室】

- ・校舎内に計画する場合は、安全面に配慮して配置するとともに、設備の保守点検や修繕・更新時の作業性を考慮した広さを確保する。

【昇降口】

- ・児童・生徒用の玄関(昇降口)は、庇等により、風雨やメイングラウンドからの砂の吹込みなどに配慮して計画する。

- ・昇降口前は、登下校時や行事開催時、避難時などにおいて混雑しないように十分なスペースを確保する。バリアフリー対応として、スロープを設けること。
- ・児童・生徒用の靴箱、傘立てを設置し、履き替えを円滑に行うことができるスペースを確保する。
- ・部活動等での優勝旗やトロフィーなどを展示できるコーナーを確保するとともに、それらを収納できる戸棚を設置する。なお、当該スペースは校長室・職員室でも可とする。
- ・昇降口の外部近傍には、手洗い場、足洗い場を設置する。

【教職員用玄関・来客用玄関】

- ・各玄関は、職員室、校長室等の諸室への動線を踏まえて適切な位置に計画する。
- ・庇等により、風雨の吹込みなどに配慮すること。
- ・バリアフリー対応として、スロープを設けること。
- ・各玄関には、靴箱(扉付き)、傘立てを設置する。
- ・教職員用玄関の施錠装置は、電子錠とすること。

【便所(トイレ)】

- ・便所(トイレ)は、普通教室や特別支援教室、特別教室、保健室等の配置を考慮し、利用しやすい位置(各階1か所以上)に男女別に設置し、適正な器具数を計画する。
- ・障がいのある児童・生徒、教職員、地域交流室の利用者、学校開放時や避難所開設時の高齢者・障がい者などの利用に配慮し、必要箇所にオストメイト対応及びおむつ交換用ベビーシート付の多目的トイレを設置する。非常時は即座に対応できる機能を整備する。
- ・教職員用及び来客者用のトイレは、児童・生徒用とは別に計画する。教職員用は、職員室に近接して配置し、温水洗浄便座を設置すること。
- ・来客者用は、来客者の動線を考慮して配置する。利用動線や多目的トイレの位置などを考慮したうえで、教職員用、来客者用のトイレを兼用する提案も可能とする。
- ・地域交流室を利用する地域住民や保護者用として、利便性やセキュリティ面を踏まえたうえで、適切な位置に男女別のトイレを設置する。
- ・床面は、ドライ化すること。
- ・個室の壁は、採光・照明・換気を考慮したうえで、天井まで設置することが望ましい。
- ・児童・生徒の体格差に配慮した器具を採用するとともに、暖房便座及び擬音装置を設置すること。
- ・各トイレ専用の洗面台を設置し、手洗いや鏡の高さは、児童・生徒の体格差に留意すること。手洗い(掃除用流しは除く)等は、感染症対策を講じること。
- ・清掃用具置き場は、男女別に設置する。
- ・照明設備及び換気扇は、人感センサー方式とすること。
- ・体育館にも、男女別のトイレ・多目的トイレを設置する。

【体育館】

- ・児童・生徒や教職員等が校舎から円滑に利用・移動できる位置に配置する。
- ・校舎とは、別棟、合築のいずれも可能とするが、雨天時でも児童・生徒が濡れずに往来できるように計画する。
- ・メイングラウンドとの往来や地域開放を考慮したアプローチ(バリアフリー対応のスロープを含む)を計画する。
- ・出入口は、大型機器等の搬出入も考慮して、十分な幅・高さを確保し、使いやすい構造の扉を設置する。避難所としての利用も想定し、複数の出入口を設置する。
- ・出入口には、体育館内への土埃等の持ち込みを防止するため、上履きの児童・生徒の動線と交錯せず、履き替えを円滑に行うことができる位置に靴箱を設置する。出入口に近接して、手洗い場、足洗い場を設置する。
- ・自然採光を適切に取り入れるとともに、十分な通風を確保できるように自然換気に配慮した計画とする。
- ・断熱性に配慮すること。
- ・学校開放に対応できるように、利便性とセキュリティ面に配慮して配置する。
- ・保守点検や将来の修繕・更新が容易な計画とする。
- ・避難所として利用する場合、ペットの受け入れにも配慮した計画とする。

<フロア>

- ・大フロアと小フロアを区画して配置する。
- ・大フロアは、9 学年の児童・生徒全員が集まることを想定して計画する。
- ・大フロアは、バスケットボールのコート(15m×28m)が横に 2 面確保できる十分な広さ(試合時の想定)を確保する。壁面には、折り畳み収納が可能なゴール(コート 2 面用)を 4 か所設置する。また、固定式のゴール(練習用)を複数設置する。
- ・天井の高さは、バレーボールに対応できるように設定する。
- ・大フロアには、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面のコートライン及び支柱穴・床金具を整備する。
- ・小フロアは、ミニバスケットボール(12～15m×22～28m)のコート 1 面を確保できる広さを計画し、バスケットゴール及びコートラインを設置する。
- ・小フロアには、ダンス授業等で活用する大型の壁面ミラーを整備する。当該ミラーの設置箇所は、扉等で開閉できるようにすることが望ましい。
- ・振動、騒音、残響による影響に配慮した計画とする。
- ・照明設備を適切に計画する。調光・暗転できるように配慮すること。
- ・式典の開催時などを想定した暗幕を設置すること。
- ・室内の壁は、式典の開催時に幕などがかけられる設えにすること。
- ・壁や柱には、衝突等による怪我の防止策を講じること。また、窓ガラスや照明器具等の

各種設備には、ボール等の衝突による破損防止策を講じること。

- ・安全性を確保したうえで、1.5m 程度のキャットウォーク(通路)を計画する。大フロアは、試合等の観覧スペースとしての利用を想定し、3方向(ステージ側以外)に設置する。小フロアは、試合等の観覧を想定せず、2方向(窓側)に設置する。
- ・複数競技の同時利用やステージ、観覧スペース等への飛球を考慮し、仕切り(ネット)及び防球ネットを適宜設置する。

<ステージ>

- ・大フロアには、ステージ(奥行6m)を設置する。
- ・ステージの下部には、パイプ椅子を800脚程度収納できる計画とする。
- ・アリーナからステージに上がる階段は固定式とし、左右両側に設置する。
- ・緞帳、一文字幕、袖幕、スクリーン、 Horizont幕、照明バトン、美術バトンを設置する。
- ・ステージ照明を適切に計画する。
- ・コンセントを適宜設置する。
- ・ステージの両脇には、演台やピアノが保管できるスペースを確保すること。
- ・ステージの裏側には、通路を確保する。

<放送室>

- ・ステージに隣接して配置する。ステージ及び大フロアの使用状況を目視確認できるように配慮すること。
- ・必要な放送設備を設置する。

<収納庫>

- ・ステージに隣接して配置し、収納しやすい仕様とする。

<用具庫(器具庫)>

- ・フロアに面し、各フロアで使用する用具を安全かつ円滑に出し入れできるように設置する。
- ・両フロア兼用とする場合、各フロアから出入りできる計画とする。兼用できない場合、フロア毎に設置する。
- ・扉は、開閉が容易な構造とし、大型備品等の出し入れを考慮して、十分な幅・高さを確保する。扉は、複数箇所を設置し、施錠できるようにすること。
- ・用具類の種類に応じて分類して保管できるように十分なスペースを確保するとともに、収納棚を設置する。
- ・室内の換気に十分に配慮すること。

<更衣室>

- ・授業や部活動のほか、避難所開設時の利用も想定した男女別の更衣室(各1室)及び多目的更衣室を配置する。
- ・収納棚を設置する。
- ・扉の開閉時に内部が見えないように配慮すること。

<部室>

- ・体育館で活動する部が使用する部室4室を配置する。
- ・各部室には、収納棚を設置する。

<便所(トイレ)>

※「諸室計画」の要求水準参照

④ 断面計画

- ・校舎の天井高は、教育環境に支障のない高さを計画する。
- ・校舎内に大規模な吹き抜けを計画する場合、その効果とともに、維持管理面や光熱費への影響を明示すること。
- ・体育館の天井は、体育の授業や部活動(バレーボール等)に対応できる高さを計画する。

⑤ 仕上計画

【共通】

- ・「建築設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)に記載されている内容と同等以上とする。
- ・「学校環境衛生基準」(文部科学省)に基づき、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の空気汚染物質が発生しない、または少ないものを採用すること。また、施設利用者が怪我をしないように安全性に十分に配慮すること。
- ・清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性に配慮すること。
- ・施設の長寿命化に寄与する耐久性や地震発生時における脱落・破損等の発生抑制に配慮すること。

【外部仕上げ】

- ・校舎・体育館の外観は、周辺の景観と調和し、明るい印象を与える施設として、汚れにくく、経年劣化の影響に十分に配慮した色彩を計画する。
- ・構造躯体の保護や断熱性を考慮すること。
- ・大雨や台風、積雪等を想定し、屋根及び外壁面は、十分な防水措置を講じること。
- ・鳥類、昆虫類、鼠の侵入及び棲み着きを防止する構造とすること。

【内部仕上げ】

- ・材質は、各室の用途や機能、利用形態などを踏まえ、防滑性、防汚性、耐水性、耐湿性、耐食性、耐薬品性などに配慮すること。
- ・必要箇所には、吸音性・遮音性、断熱性などを有する材質を使用すること。
- ・温かみと潤いのある学習・生活環境を確保する観点から、必要な箇所への効果的な木質化に努めること。木質化を図る箇所は、事業者の提案とする。
- ・市内産材の活用促進の観点から、内装材等において積極的に竹の集成材等を使用すること。
- ・壁には、消火器等の突起物を設けないように計画すること。
- ・各室の用途や利用目的等を考慮し、適切な採光を確保できるように窓の位置や面積、形状等を適切に計画する。庇の形状や窓ガラスの性能などにより、日照を調節することができるように配慮すること。
- ・窓による自然換気を想定し、窓の位置や開閉方法に留意したうえで、有効な開口面積を確保する。窓からの転落等を防止するため、安全性の確保に十分に配慮すること。
- ・窓ガラスは、破損しにくく、破損した場合も事故につながりにくい性能を備えるとともに、清掃の容易性に配慮すること。
- ・天窓を計画する場合、耐久性や安全性、温度上昇への影響などに十分に配慮すること。
- ・出入口は、十分な幅を確保し、扉は操作の容易性や安全性を考慮して設置する。

⑥ サイン計画

- ・校舎の外壁には、学校名のサインを設置すること。
- ・校舎・体育館の出入口や階段付近の分かりやすい位置に、案内サイン(1階には施設全体、上階には当該階)を設置すること。施設内には、必要に応じて注意喚起や避難誘導などのサインを計画すること。
- ・各種サインは、ユニバーサルデザインを採用すること。
- ・室名を表記するサインは、全室に設置すること。各サインは、視認性や安全性に配慮した場所に設置するとともに、破損や落下防止に配慮すること。
- ・普通教室のサインは、クラス数や配置の変更を考慮して着脱可能とすること。

⑦ 環境計画

- ・「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、本施設は脱炭素社会の実現に貢献するため、カーボンニュートラルに配慮して計画する。
- ・「公共施設等への再生可能エネルギー設備等導入方針」に基づき、本施設には再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備等)を設置する。再生可能エネルギー設備により発電した電力は自家消費するものとし、当該設備の容量等は事業者の提案とする。
- ・再生可能エネルギー設備に係る蓄電機能については、事業者の提案とする。
- ・本施設の引渡し後、発電事業者が校舎の屋上等に太陽光発電設備を効果的に設置できるようにスペースや積載加重などを考慮して計画すること。

- ・自然エネルギーの活用(自然採光、自然換気等)や省エネルギー・省資源の推進(断熱化、日除け、省エネルギー設備の導入、雨水利用等)、リサイクル建材の利用、廃棄物の発生抑制等を考慮し、施設整備段階だけでなく、開校後の運営・維持管理面や教育面も含めて環境に配慮した施設を計画する。
- ・雨水浸透枳による雨水処理や保水性舗装による地表温度管理等の環境に配慮した外構計画とすること。

⑧ 維持管理計画

- ・シンプルな形状とし、清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性に配慮するとともに、将来の大規模修繕・更新の容易性なども見据えて、ライフサイクルコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とする。
- ・将来の児童・生徒数の減少や教育内容・方法等の変化、諸室の用途・利用形態等の変更により、間取りの変更や改修などの柔軟な対応が可能な計画とする。

(3) 構造計画の考え方

- ・本施設は、災害発生時に避難所となることを考慮し、十分な耐震安全性を確保できる計画とする。鉄筋コンクリート造または鉄骨造を基本とするが、耐震安全性のほか、耐久性や経済性等を考慮し、その他の構造の提案も可能とする。
- ・大地震動に対する耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年版)における水準(右表参照)と同等以上とする。

項目	分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	乙類

【耐震安全性の分類】

(4) 建築設備計画の考え方

① 共通事項

- ・保守点検や補修・交換、修繕・更新等の容易性、効率性に配慮した設備を設置し、ライフサイクルコストの縮減に寄与する計画とする。
- ・省エネルギー、省資源に配慮した設備を設置し、光熱水費の縮減に寄与する計画とする。
- ・感染症拡大防止に配慮した計画とする。
- ・職員室に中央監視盤を設置し、一括管理が可能な計画とする。

② 電気設備

【電灯設備・コンセント設備】

- ・本施設の必要な位置(屋外を含む)に十分な数の照明器具、コンセントを設置するための配管配線工事及び幹線工事を行う。コンセントには、必要に応じて、被雷対策や防水・漏電防止対策を講じること。
- ・照明器具には、「学校環境衛生基準」(文部科学省)に基づき適切な照度を確保できるLED照明を採用する。なお、照明設備計画にあたっては、自然採光を積極的に取り入れる

など、照明負荷の削減を十分に配慮すること。

- ・照明器具は、必要に応じて、電球等の破損による破片の飛散防止対策を講じること。
- ・非常照明及び誘導灯(バッテリー内蔵型)は、関連法規等に基づき設置する。
- ・人感センサーや照度センサー等による照明制御を適宜導入し、消費電力を低減できる計画とする。
- ・職員室において、照明設備の一括管理が可能な計画とする。

【動力設備】

- ・空調設備やポンプ類等の動力制御盤の設置及び配管配線工事及び幹線工事を行う。
- ・将来の幹線増設の容易性や増設スペースの確保についても考慮すること。
- ・動力制御盤は、原則として機械室内に設置する。各機器の近くで電源を入り切りできるなど、維持管理面の安全性に配慮し、必要に応じて漏電防止対策を講じること。
- ・ケーブルラックや配管仕様は、耐候性を考慮して選定すること。

【受変電設備】

- ・受変電設備の容量は、電気設備の電力需要率を十分に検討したうえで、適切に計画する。将来の電力使用量増加への対応についても考慮すること。
- ・校内の引込経路は、地中化を図ること。
- ・大雨や台風による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- ・変圧器は、負荷系統に適した構成とすること。
- ・電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・幹線設備は、電圧降下に配慮して設置すること。

【誘導支援設備】

- ・主要な敷地出入口(門扉)、来客用玄関・教職員用玄関の外部、全ての諸室内には、インターホンを設置する。親機は、職員室に設置する。
- ・エレベーター及び多目的トイレには、呼出ボタンを設置する。異常の表示盤は、職員室に設置する。

【情報通信設備】

- ・校長室、職員室、事務室、保健室は、有線LANが使用できるように配管配線工事を行う。将来の配線交換の容易性を考慮して整備すること。
- ・校舎内の全ての諸室及び体育館において、無線LAN(Wi-Fi ルーターを含む)が利用できるように整備すること。

【電話設備】

- ・職員室、事務室、校長室で外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、各室に電話機(職員室：6台、事務室・校長室：各1台)を設置する。外線用の電話機は、留守電・録音機能付きとする。
- ・職員室には、警察への非常通報装置を設置すること。

【時刻表示装置】

- ・メイングラウンド及び多目的グラウンドの視認性の良い位置に、屋外時計(電気時計)を設置する。
- ・時計は、正確な時刻が表示されるものを採用し、各室をはじめ各所において視認性の良い位置に設置する。

【放送伝達機能】

- ・校舎・体育館、グラウンド等を含む事業用地全体の必要箇所に放送できるように計画する。
- ・グラウンド用放送設備については、近隣への騒音に十分配慮すること。また、消防法に定める非常放送設備やBGM、チャイムなど学校運営に必要な設備を設置する。
- ・上記の目的・効果を果たせることを前提に、従来の放送設備の概念とは異なる新しい伝達方法・設備についての提案も期待する。

【テレビ共同受信設備】

- ・電波の受信状況を考慮し、適切な設備を設置する。非常時に、正確な情報が常時視聴できるように配慮すること。

【機械警備設備】

- ・機械警備設備の設置に配慮した空配管を適切に設置する。
- ・機械警備設備の設置に関する契約は、市が別途発注する。

【防災設備】

- ・関係法令等に基づき、各種防災設備(消火設備、警報設備、避難設備等)を適切に設置する。
- ・消火器ボックスは、壁面に全て埋め込む型式とすること。
- ・ガスを使用する室には、ガス漏れ検知器を設置すること。

③ 機械設備

【給水・給湯設備】

- ・必要容量の受水槽を設置し、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設けること。ただし、水圧が確保できる場合は、受水槽を設置せずに直結給水とする提案も可能とする。
- ・給水設備及び給湯設備の設置箇所は、下記を基本として計画する。水栓の種類や形式(自

動・手動)は、利便性や節水性などを考慮したうえで、事業者の提案とする。

- ・市が工事期間中、避難所施設に災害用給水設備等を設置する場合には協力すること。

設備名	設置想定箇所
給水設備	特別支援教室、理科室、理科準備室、図工室、図工準備室、家庭科室 家庭科準備室、技術室、技術準備室、美術室、美術準備室、職員室、校長室 湯茶室、事務室、保健室、配膳室、地域交流室、各トイレ、廊下、体育館
給湯設備	特別支援教室、湯茶室、保健室、配膳室、地域交流室

【排水設備】

- ・汚水及び雑排水は、下水道へ適切に接続すること。

【衛生設備】

※「諸室計画」の要求水準参照

【空調設備】

- ・校舎内は全室、空調完備を基本とする。共用部(廊下・階段・トイレ)の空調設備及び、体育館内の空調は、事業者の提案による。
- ・校舎・体育館ともに、積極的に自然エネルギーを導入して、快適な温熱環境を保持できるように計画する。
- ・空調システムは、EHPを基本とし、各室の用途や利用形態、ランニングコストなどを考慮したうえで、事業者の提案とする。
- ・学習環境や近隣への影響(騒音、臭気、振動、排熱等)に配慮すること。
- ・室内における温度分布の不均一や気流による不快感等に配慮すること。
- ・運用性を考慮し、職員室には集中コントローラー、諸室には個別リモコンを設置する。
- ・空調設備の運転に使用した電力等エネルギーが計測できるようにするとともに、デマンドコントローラーを設置すること。
- ・室外機には、必要な安全対策を講ずること。

【換気設備】

- ・校舎内の換気設備は、各室の用途や利用形態などを考慮するとともに、各室・空間の形状等も踏まえて、適切に計画する。
- ・シックスクール症候群の影響に配慮し、十分な対策を講じること。
- ・外気を取り込む換気口のフィルターは、取り外しや洗浄等を容易に行うことが可能な構造とする。
- ・吹き抜け等の大空間を計画する場合や体育館のアリーナなどについては、高温防止に配慮した換気対策を講じること。

【昇降機設備(エレベーター)】

- ・校舎には、バリアフリー対応のエレベーターを設置する。
- ・エレベーターは、給食用の配膳ワゴンを運搬する際にも利用するため、扉の幅や内部の仕上げに留意(配膳ワゴンの搬出入や衝突に配慮)するとともに、配膳室から各教室への安全かつ円滑な動線を考慮した位置に設置すること。
- ・エレベーターの台数は、校舎の配置計画を踏まえて、適切に計画する。

【ガス設備】

- ・ガスを使用する諸室へ安全に供給できるように計画する。

(5) 外構計画の考え方

【サイン計画】

- ・敷地内には、視認性に優れた分かりやすい案内板を適宜設置するほか、必要に応じて注意喚起や避難誘導などのサインを計画すること。
- ・各種サインは、本施設のデザイン等との調和を図ること。

【舗装計画】

- ・敷地内の通路は、児童・生徒の登下校時における動線(徒歩、自転車、スクールバス)や敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する各種車両(教職員用、来客者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用など)を想定したうえで、美観及び耐久性、防滑性、排水性などに配慮して舗装を行う。
- ・車両通行による沈下・不陸や段差などを生じない構造とすること。
- ・通路は、歩車分離に十分に配慮して計画するとともに、必要に応じて、歩道を確保するほか、停止線などの路面標示を行うこと。
- ・快適性に寄与する保水性舗装等を活用すること。

【駐車場】

- ・敷地内の安全性や防犯性に配慮したうえで、適切な台数(教職員用：70 台程度、来客者用：30 台程度)の駐車場を計画すること。駐車場利用者の利便性や効率性に配慮したうえで、複数箇所に分散して確保することも可能とする。
- ・行事開催時における保護者の利用や学校開放時や避難所開設時における地域住民等の利用など、多様な利用者を想定し、適切な台数を確保できるように計画する。
- ・身体障がい者用駐車場は、来客者用玄関の近くに3 台分を確保する。
- ・駐車場の設置可能範囲は、事業用地全体(2 期工事で一部の駐車場を配置する計画は可能)とするが、1 期工事においても開校時の学校運営に支障をきたさない台数を確保する。
- ・駐車場には、外灯(屋外照明設備)を適宜設置する。

【駐輪場】

- ・適切な位置に、屋根付きの駐輪場(130 台分)を設置する。
- ・管理面の容易性や防犯性に配慮し、駐輪場は1 か所に集約して配置する。
- ・駐車場には、外灯(屋外照明設備)または屋根に照明設備を適宜設置する。

【スクールバス停留場等】

- ・スクールバス 6 台程度(大型バス 2 台・マイクロバス 4 台程度)の運用に支障のない停留所等を整備すること。

【屋外照明設備】

- ・夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯(屋外照明設備)を計画する。
- ・自動点滅機能付きの照明設備を採用すること。
- ・屋外照明設備は、近隣への光害に配慮して適切な位置に設置する。

【消防水利】

- ・開発許可申請に係る基準に準じて、消防水利(消火栓・防火水槽)を設置する。消防水利から半径 120mの範囲に事業用地全体を包含する必要があるため、設置する数や配置に留意すること。
- ・防火水槽は、40 t 以上の容量とし、耐震性能を有する構造とすること。

【門扉・囲障】

- ・敷地の出入口には、美観や耐久性などに配慮した門扉(レール等を含む)を設置する。
- ・門扉は、全て施錠付きとすること。
- ・正門は、用地取得部分の南東角とし、学校名を明記した門柱を設置する。
- ・防犯面や施設管理上の観点から、敷地の周囲(事業用地全体)は基本的に周辺の景観や耐久性などに配慮したフェンス等を設置する。

【植栽等】

- ・周辺の景観や環境との調和を考慮し、四季の変化が感じられる植栽を適宜計画する。
- ・施設配置の空間などを利用して、交流スペースを適宜計画する。
- ・樹種や樹高の選定にあたっては、維持管理に係る容易性に配慮すること。
- ・植栽管理に必要な散水設備を設置する。
- ・既存樹木は、必要範囲の伐採・伐根を行う。
- ・多度の生物多様性に配慮し、周辺植生に合わせた植栽を選定すること。
- ・児童・生徒が快適に過ごせるように、緑視率に配慮して計画する。

- ・学校敷地外への雨水流出を抑制するため、流出係数の低減に寄与する地被類や低木の充実に努めること。
- ・植生計画全体が教育に寄与するよう配慮すること。

【その他】

- ・校舎とメイングラウンドとの間に国旗等の掲揚台を整備し、掲揚ポールを2本設置する。
- ・校舎には、懸垂幕及び横断幕を設置できる設備を取り付ける。
- ・廃棄物を適切に分別できるスペースが確保された蓋付きのごみ置き場を設置する。
- ・体育館に近接した位置に、食料品や飲料水等を含む備蓄資器材を保管するための防災倉庫（4m×6m程度の大きさ）の設置スペースを確保する。防災倉庫から体育館の出入口まで備蓄資器材を円滑に搬入できるように配慮すること。防災倉庫は、別途、市が設置する。
- ・敷地内における下水道管の整備にあたり、災害発生時にマンホールトイレとして利用できるように体育館や駐車場に近接した位置に汚水マンホールを設置する。マンホールトイレは、別途、市が調達する。
- ・前期課程（生活科や理科の授業）において、農作物等の栽培・収穫などを体験できる農園（60㎡程度）のスペースを学校敷地内に確保すること。

（6）グラウンド計画の考え方

- ・グラウンド（屋外運動場）は、校舎と隣接して整備するメイングラウンドと既存施設の跡地に整備する多目的グラウンドの2面を計画する。
- ・各グラウンドには、車両が進入できるように配慮すること。

【メイングラウンド】

- ・用地取得部分には、1周200mトラック、応援・観覧スペースを確保したうえで、後期課程の部活動に必要な広さのグラウンドを確保する。
- ・面積は、遊具等の設置スペースを除き、9,000㎡以上を想定し、下記の条件を満たすように配慮すること。

【メイングラウンドの前提条件】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・サッカーコート（縦68m×横105m）は、野球部が使用する「バックネット」「ブルペン（投球練習場）」と重ならず確保すること ・ブルペン（4m×25m）は、縦・横いずれの方向に整備しても構わない。ホームベースは埋め込むこと ・100m直線路は、1レーン（幅1.22m）×6レーンを確保すること |
|--|

- ・グラウンドは、平滑で適度な弾力性や保水性を備え、良好な排水性が確保できるように計画する。土埃の発生防止に十分に配慮し、近隣への飛散防止策を講じること。維持管理面の負担を考慮し、芝生は使用しない計画とする。

- ・暗渠排水や外周の側溝・集水桝を整備し、雨水を適切に排水できるように計画する。
- ・野球部用のバックネット、体育の授業等で使用する鉄棒、砂場を設置する。
- ・野球、サッカー、200mトラック等の必要なグラウンドマークを施工する。
- ・グラウンドの周囲には、防球ネットを適切に設置する。設置範囲やネットの高さは、事業者の提案による。
- ・グラウンド用の屋外照明設備は、不要とする。
- ・職員室からの視認性が良く、低学年の児童が休み時間に利用しやすい位置に遊具スペースを確保し、十分な安全性及び耐久性を備えた遊具を適切に設置する。
- ・昇降口の近くに低学年の遊び場を確保するなどの提案も可能とする。
- ・敷地の高低差や体力の向上を考慮した遊具のほか、多様な児童の自然な触れ合いを促す遊具など、効果的な提案を期待する。

【多目的グラウンド】

- ・多度中小部分には、体育の授業や部活動のほか、地域の多様な活動やイベント等で利用する多目的グラウンドを計画し、既存施設におけるグラウンド面積(実測：5,246 m²)程度を確保する。
- ・既存施設のグラウンドに設置されているバックネット、防球ネット、遊具、鉄棒、砂場は、解体撤去後に新設する。
- ・既存施設のグラウンドに設置されている倉庫は、市との協議により移設する。
- ・夜間にサッカーの練習を行うことができる照度の屋外照明設備を設置する。

【グラウンド共通】

- ・各グラウンドには、下表記載の施設のほか、手洗い場や足洗い場、散水栓等を適宜設置する。また、運動会等の開催時を想定し、校舎と各グラウンドとの間に屋外コンセント等を設置する。

【各グラウンドに設置する諸室の概要】

施設名	メイン	多目的	特記事項
屋外部活動用部室	3室 (計 60 m ²)	1室 (20 m ²)	・メイングラウンドには、陸上競技部、軟式野球部、サッカー部が使用する部室(1室 20 m²、計 3室)を設置 ・多目的グラウンドには、軟式野球部、サッカー部のいずれかが使用する部室を設置 ・石灰倉庫と一体的な設置可
屋外体育倉庫	1室 (50 m ²)	1室 (30 m ²)	・グラウンドで使用する備品(テント、机・椅子、高跳び用マット、大玉、玉入れ、大綱等)を収納できるスペースを確保すること ・大型備品の出し入れを考慮して、扉の間口は十分な広さを確保すること ・底を設置すること

石灰倉庫	1 室 (12 m ²)	1 室 (12 m ²)	・石灰やラインパウダーボックス、ラインカー等を保管するスペースを確保すること ・底を設置すること ・部室と一体的な設置可
屋外トイレ	男女別 +多目的	事業者の 提案による	・児童・生徒のほか、地域開放時の使用も想定した配置・仕様とすること ・多目的グラウンド以外に設置する男女別・多目的トイレの利便性が確保できる場合、多目的グラウンドに屋外トイレを設置しない提案も可能

【テニスコート】

- ・テニスコートを2面設置する。コートは、適度な弾力性や保水性を備え、良好な排水性が確保できるように計画する。土埃の発生防止に十分に配慮し、必要に応じて、近隣への飛散防止策を講じること。
- ・ネットポスト、センター金具、ラインテープなど必要な付帯工事を行うこと。
- ・散水栓を設置する。
- ・コートの周囲には、防球ネットを適切に設置する。ネットの高さは、事業者の提案とする。
- ・暗渠排水や外周の側溝・集水桝を整備し、雨水を適切に排水できるように計画する。
- ・テニスコート付近に、ソフトテニス部用の用具庫が設置できるスペース(10 m²程度)を確保する。
- ・テニスコート用の屋外照明設備は、不要とする。

2 事前調査

事業者は、事業用地の現況を十分に確認したうえで、本施設の整備に関して必要となる各種事前調査(測量、地盤調査、土壌調査、電波障害調査等)について、関係法令等に基づき自らの責任において適切な時期に実施する。

事前調査の着手前に「事前調査業務計画書」を提出し、市の確認を受けること。

事業者が実施する事前調査に関して、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

事前調査の内容及び結果について報告書を作成し、市の承認を受けること。

着工前に、近隣住民等との調整及び建設工事に係る準備調査等を十分に行い、近隣住民等の理解及び安全確保を図るとともに、工事の円滑な進行に努める。

本施設の建設に伴う近隣住民等に及ぼす影響を十分に検討し、課題や問題の発生が想定される場合は、市と協議のうえで適切な対策を講じる。

3 本事業用地の造成設計

(1) 基本事項

本事業用地の造成設計は、参考資料 11「用地取得部分の留意事項」を踏まえて実施する。

用地取得部分は従前、主に果樹園として利用されてきた土地であり、表土に堆肥などの堆積層が存在する。当該層を埋め戻し材に使用した場合、土の締め固めが困難となり、地耐力が保持できないと考えられるため、敷地外へ搬出することを前提とするが、市との協議により、固化処理等により埋め戻し材として使用することも可能とする。

造成設計業務期間は、事業者の提案とし、本事業全体に支障のないように設計工程を設定する。

造成設計業務は、本施設の建築設計業務と綿密に調整し、相互の業務内容に不整合が発生しないように実施する。

(2) 業務内容

① 造成設計業務体制の構築及び責任者の配置

事業者は、本事業用地の造成設計業務の実施体制として、造成設計業務責任者(管理技術者)及び照査技術者を配置する。

造成設計業務責任者は、建築設計業務責任者と緊密に連携し、業務を円滑に遂行すること。

② 造成設計業務計画書の提出

事業者は、事業契約の締結後、速やかに「建築設計業務計画書」との整合性を考慮した「造成設計業務計画書」(詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む)を作成し、造成設計業務着手届及び管理技術者及び照査技術者選任届(経歴書及び資格者証を添付)とともに提出して市の承認を受けること。

③ 実施内容

事業者は、造成設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び提案書類に基づいて基本設計を行い、市が基本設計の完了を確認した後、実施設計を行う。

造成設計業務の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に市に連絡し、承認を受けること。

造成設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守する。

造成設計業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

④ 打合せ・協議等の実施及び記録

事業者は、市と十分に打合せ・協議を行うとともに、造成設計の検討内容や進捗状況等を定期的に報告する。市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏

まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。

事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告する。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

⑤ 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

基本設計及び実施設計の終了時には、事業契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、市の承認を受ける。

事業者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、市が別途指示する。

実施設計の完了時には、造成設計業務完了届を市に提出する。

事業者は、設計図書及びそれに係る資料並びに市から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑥ 設計確認及び変更

市は、造成設計の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応する。

市は、造成設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、事業契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、造成設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

⑦ その他の留意事項

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照)を使用すること。

事業者は、市が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力する。

市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行う。

4 本施設の建築設計

(1) 基本事項

本施設の建築設計は、参考資料 11「用地取得部分の留意事項」を踏まえて実施する。

建築設計業務期間は、事業者の提案とし、本事業全体に支障のないように設計工程を設定する。

本施設の建築設計業務は、本事業用地の造成設計業務と綿密に調整し、相互の業務内容に不整合が発生しないように実施する。

(2) 業務内容

① 建築設計業務体制の構築及び責任者の配置

事業者は、本施設の建築設計業務の実施体制として、建築設計業務責任者(管理技術者)、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当主任技術者を配置する。

建築設計業務責任者は、造成設計業務責任者と緊密に連携し、業務を円滑に遂行すること。

② 建築設計業務計画書の提出

事業者は、事業契約の締結後、速やかに「造成設計業務計画書」との整合性を考慮した「建築設計業務計画書」(詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む)を作成し、建築設計業務着手届及び管理技術者及び各担当主任技術者選任届(経歴書及び資格者証を添付)とともに提出して市の承認を受けること。

③ 実施内容

事業者は、建築設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び提案書類に基づいて基本設計を行い、市が基本設計の完了を確認した後、実施設計を行う。

建築設計業務の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に市に連絡し、承認を受けること。

建築設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守する。

建築設計業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

④ 打合せ・協議等の実施及び記録

事業者は、市と十分に打合せ・協議を行うとともに、建築設計の検討内容や進捗状況等を定期的に報告する。市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。

事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告する。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

⑤ 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

基本設計及び実施設計の終了時には、事業契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、市の承認を受ける。

事業者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、市が別途指示する。

実施設計の完了時には、建築設計業務完了届を市に提出する。

事業者は、設計図書及びそれに係る資料並びに市から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑥ 設計確認及び変更

市は、建築設計の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応する。

市は、建築設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、事業契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、建築設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

⑦ その他の留意事項

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照)を使用すること。

事業者は、市が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力する。

市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行う。

5 各種申請等

農業振興地域整備計画の変更、農地転用許可、都市計画決定・事業認可など、事業用地に関する申請手続きは、市が行う。本事業に関連して、市が行う各種申請手続きに関し、必要書類の作成支援や協力を行うこと。

事業者は、施設整備に伴う各種申請等について、設計業務の開始に際し、必要な申請事項をすべて記載した「申請チェックリスト」を作成し、市の確認を受けること。

事業者は、各種申請等の手続きに関して、関係法令等に基づき、工程に支障がないように適切な時期に実施する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を市に提出する。当該申請等に係る手数料は、事業者が負担する。

事業者は、計画通知の作成提出に際して、市の関係部署と事前相談を行うこと。なお、計画通知の手数料は、市の負担とする。

事業者は、市が実施する、国の交付金の申請や起債等の手続き、本事業に係る会計検査の対応に関し、必要書類の作成支援や協力を行うこと。

6 既存施設の解体設計

(1) 既存施設の概要

既存施設の概要は、「第1 総則」に記載の通りであり、グラウンドに設置されているバックネット、防球ネット、遊具、鉄棒、砂場、照明設備等についても解体撤去の対象とする。

敷地周囲のフェンス等については、劣化状況を考慮し、機能を確保できると判断される場合は、解体撤去を行わない提案も可能とする。

(2) アスベスト及びPCB混入機器の事前調査

アスベストについては、市が平成17年に実施した調査により、吹き付けまたは折板裏打ちの貼付がいずれも認められないことを確認しているが、既存施設の解体撤去工事の実施にあたり、事業者は、アスベストの事前調査を適切に実施する。当該調査費用は、市が負担する。アスベストの存在が判明した場合、当該処理費用は合理的な範囲で市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更などについては、市との協議のうえで決定する。

PCBについては、既存施設において低濃度PCBを含有する変圧器を使用中(参考資料12「電気設備試験成績書」参照)であり、市の費用負担により、当該変圧器の処分及びコンデンサの調査・処分を実施する。

(3) 業務内容

① 業務責任者の配置及び業務計画書の提出

事業者は、解体設計業務責任者(管理技術者)を配置する。

解体設計業務の開始にあたり、「解体設計業務計画書」(詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む)を作成し、解体設計業務着手届及び管理技術者選任届(経歴書及び資格者証を添付)とともに提出して市の承認を受けること。

② 実施内容

事業者は、解体設計業務計画書の提出後、適切に解体設計を行う。

解体設計業務を遂行するにあたり、不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成すること。

解体撤去工事により、近隣の生活環境に与える影響の抑制に配慮した設計を行うこと。

解体設計業務の遂行にあたり、既存施設の敷地内に立ち入る場合は、事前に市に連絡し、承認を受けること。

解体設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守する。

解体設計業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

③ 打合せ・協議等の実施及び記録

事業者は、市と十分に打合せ・協議を行うとともに、解体設計の検討内容や進捗状況等を定期的に報告する。市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。

事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告する。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

④ 解体設計に関する書類の提出

解体設計の終了時には、事業契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、市の承認を受ける。

事業者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、市が別途指示する。

解体設計の完了時には、解体設計業務完了届を市に提出する。

事業者は、設計図書及びそれに係る資料並びに市から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

⑤ 設計確認及び変更

市は、解体設計の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応する。

市は、解体設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、事業契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、解体設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

⑥ その他の留意事項

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照)を使用すること。

7 その他、上記の業務の実施するうえで必要となる関連業務

事業者は、上記2～6の各業務を実施するにあたり、関連する手続き及び作業等を行い、設計業務全体を効率的かつ効果的に遂行する。

基本設計及び実施設計段階において、透視図(鳥瞰、外観等)及び事業用地全体の模型等を作成すること。

第3 建設業務に関する要求水準

1 本事業用地の造成工事及び本施設の建設工事

(1) 基本事項

建設業務期間は、事業者の提案による。本事業用地の造成工事と本施設の建設工事を効率的かつ円滑に実施することができる工期を設定する。ただし、事業用地内での着工(準備工事等を含む)は、原則、都市計画の事業認可後になることに留意すること。

建設業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守する。ただし、市の事由または事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。

建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

建設業務の実施にあたっては、市内事業者の活用・育成や市内事業者からの調達、市内産材の活用など、地域経済活性化への貢献に努める。

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照)を使用すること。各種書類は、建設企業が作成し、工事監理企業の承諾を受けたものを市に提出・報告する。

建設業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

(2) 着工前の業務内容

工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に、建設業務計画書(総合施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、工事着手届出書及び現場代理人等選定通知書とともに提出して、市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、建設工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合、着手前に「調査計画書」を提出し、市の確認を受けること。事業者が実施する調査に関して、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

(3) 工事期間中の業務内容

① 建設業務体制の構築及び責任者の配置

事業者は、現場代理人及び専任の監理技術者を定めて工事現場に配置し、市に報告する。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。

監理技術者は本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

監理技術者は、建設業法 第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付

を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする。

② 実施内容

事業者は、関係法令等を遵守し、設計図書及び建設業務計画書に従って、本事業用地の造成工事及び本施設の建設工事を円滑かつ安全に実施する。

工事の記録は、本施設の工事現場に常備する。

工事の進捗状況や監理状況は、工事監理業務責任者を通じて市に毎月報告する。また、市が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行う。

市は、事業者または建設企業が開催する工程会議に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。

工事現場内の安全対策を徹底するとともに、造成工事・建設工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じる。

工事関係車両は、予め周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置など、周辺道路に関して万全の安全対策を講じる。

敷地内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底する。

工事に必要となる電気・水道等は、事業者の責任において調達する。

工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図る。

工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害または被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担する。

敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応する。

工事は原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、許可を得る。

工事用の大型車両は、用地取得部分の南西角からの出入りを想定しているが、児童や近隣住民等に対する安全性が確保できることを条件として、事業者が別の出入口を設置する提案も可能とする。なお、工事関係の車両が南東角から出入りすることは可能とする。

(4) 工事完了時の業務内容

① 事業者による完工検査

事業者は、自らの責任及び費用において、完工検査を実施する。

事業者が完工検査を実施する際は、実施日の14日前に市に書面で通知する。

市は、必要に応じて事業者が実施する完工検査に立会うことができる。

事業者は、完工検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に報告する。

② 市による完成検査

市は、事業者による完工検査の終了後、完成検査を実施する。

完成検査は、事業者立会いのもとで、市が承認した設計図書との照合により実施する。

完成検査の結果、市が是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定めたうえで、事業者へ書面により指示を行う。事業者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、期日までに是正等を完了させたうえで、再検査を受ける。

完成検査の完了後、市は事業者に完成検査確認を通知する。

事業者は、完成検査確認の通知を受けた後、事業契約書に記載する必要書類（以下「完成図書」という。）を市に提出する。

③ 化学物質の濃度測定

事業者は、完工検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い、「学校環境衛生基準」の基準値以下であることを確認し、市に報告したうえで本施設を市に引き渡す。濃度の基準値については、測定時の最新基準とする。

指針値が決められていない有害物質についても、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制する。

④ 本施設の引渡し

事業者は、市に対して完成図書及び鍵の提出とともに日付を明記した書面により本施設の引渡しを行う。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行う。

各種設備等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成し、市に提出するとともに当該マニュアルの説明を行う。

（５）保険

建設期間中、建設企業は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

２ 近隣対応・対策

事業者は、工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵等の発生、排水処理及び敷地周辺道路の泥汚れ、交通量の増加など、近隣住民等に及ぼす影響を最小限に抑制するため、事業者の責任において、合理的に要求される範囲の適切な対策を実施する。

事業者は、着工前に近隣住民等に工事内容及び作業時間等に関する説明等を実施し、理解を得る。工事期間中についても、必要な施工状況の説明及び調整を行い、円滑に工事を実施する。

各種工事は、近隣住民等からの苦情等が発生しないよう留意して実施する。苦情等が発生した場合は、事業者を窓口として工程に支障がないよう必要な措置を講じる。

事業者は、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告する。

3 電波障害対策

建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施する。

4 その他、上記の業務の実施するうえで必要となる関連業務

事業者は、上記 1 ～ 3 の各業務を実施するにあたり、関連する手続き及び作業等を行い、建設業務全体を効率的かつ効果的に遂行する。

本事業に係る起工式等の式典は、事業者の負担とする。市側の出席者として 70 名程度を想定すること。

第4 工事監理業務に関する要求水準

1 対象業務

工事監理業務の対象は、本事業用地の造成工事、本施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事、解体撤去工事後の外構工事とする。

2 業務内容

事業者は、工事監理業務責任者(建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。)を配置する。

工事監理業務の実施にあたり、「工事監理業務計画書」(監理方針、業務工程表、業務実施体制図等)を作成し、工事監理業務着手届及び管理技術者届等選任届(経歴書及び資格者証を添付)とともに提出して市の承認を受ける。

工事監理業務責任者は、建設業務及び解体撤去等業務が設計図書等に基づいて適切に行われていることを確認する。

工事監理企業から建設企業への指示は書面で行うとともに、市の求めに応じて当該書面を提出する。

市への完成確認報告(建設業務及び解体撤去等業務の完了時に事業者が実施する「完工検査」の結果報告)は、工事監理業務責任者が行う。

工事監理業務内容は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」に示された業務とする。

工事監理業務責任者は、工事の履行状況等を記載した工事監理報告書を毎月作成し、市の承認を受けること。また、市が要請した場合は、工事の履行状況等に関して随時報告を行うこと。

第5 解体撤去等業務に関する要求水準

1 既存施設の解体撤去工事

(1) 基本事項

既存施設の解体撤去工事は、本施設の開校後に開始することを基本とし、児童・生徒や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施する。

工事期間は、令和9年3月末までに事業用地全体の供用が開始できることを前提に、解体撤去工事後の外構工事期間を考慮したうえで、事業者の提案とする。

解体撤去業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守する。ただし、市の事由または事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。

解体撤去業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照)を使用すること。各種書類は、建設企業が作成し、工事監理企業の承諾を受けたものを市に提出・報告する。

解体撤去業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

(2) 着工前の業務内容

工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に解体撤去等業務計画書(施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、工事着手届出書及び現場代理人等選定通知書とともに提出して、市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、解体撤去工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

(3) 工事期間中の業務内容

事業者は、関係法令等を遵守し、解体設計図書及び解体撤去等業務計画書に従って、既存施設の解体撤去工事を適切に実施する。既存施設の杭については、全て撤去することを原則とする。

解体設計時には予見できない事象が発生した場合は、速やかに市に報告し、対応方法について協議を行うこと。

解体撤去工事により発生した廃棄物等は、関係法令等に基づいて適切に処理・処分するとともに、積極的に再資源化等を図る。

解体撤去工事期間中を通じて、登下校の時間帯(8時～9時及び15時～16時)については、多度中小部分の北東角(市道深谷柚井線と接する箇所)及び北側(多度川沿いの階

段)の出入口から、用地取得部分に整備される校舎まで、安全かつ円滑に利用できる徒歩での通学動線を確保すること。

解体撤去工事は原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、許可を得る。

解体撤去工事の記録は、工事現場に常備する。

解体撤去工事の進捗状況は、工事監理業務責任者を通じて、市に毎月報告する。

(4) 工事完了時の業務内容

建設業務に関する要求水準に準じる。

(5) 保険

解体撤去工事期間中、建設企業は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

(6) 近隣対応・対策

建設業務に関する要求水準に準じる。

2 解体撤去工事後の外構工事

(1) 基本事項

事業者は、既存施設の解体撤去工事後、外構工事を行う。工事期間は令和9年3月末までに事業用地全体の供用が開始できることを前提に、事業者の提案とする。

外構工事は、児童・生徒や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施する。

外構工事期間中を通じて、登下校の時間帯(8～9時及び15～16時)については、多度中小部分の北東角(市道深谷柚井線と接する箇所)及び北側(多度川沿いの階段)の出入口から、用地取得部分に整備される校舎まで、安全かつ円滑に利用できる徒歩での通学動線を確保すること。

外構工事に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守する。ただし、市の事由または事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。

外構工事に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

外構工事の実施にあたっては、市内事業者の活用・育成や市内事業者からの調達、市内産材の活用など、地域経済活性化への貢献に努める。

市への提出書類(着手時・中間時・完了時)に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集(工事・コンサル)」に掲載されている様式(「入札・契約関係様式集(工

事・コンサル)」の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。各種書類は、建設企業が作成し、工事監理企業の承諾を受けたものを市に提出・報告する。

外構工事の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

（２）既存施設跡地の整備方針

本事業では、地域とのつながりが強い小中一貫校を創り上げるため、事業用地全体を対象として、学校機能だけでなく、地域住民等が集い、子どもたちのより豊かな学びにつながる多様な機能を求めている。

このため、既存施設の跡地においては、要求水準書に示した「外構計画の考え方」及び「グラウンド計画の考え方」に基づく計画に加えて、事業者独自の提案により、児童・生徒の安全性や防犯性に十分に配慮したうえで、学校教育活動以外にも多目的に利用できる機能を付加した外構を整備する。

（３）着工前・工事期間中・工事完了時の業務内容

建設業務に関する要求水準に準じる。

（４）保険

外構工事期間中、建設企業は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

（５）近隣対応・対策

建設業務に関する要求水準に準じる。

３ その他、上記の業務の実施するうえで必要となる関連業務

事業者は、上記１及び２の業務を実施するにあたり、関連する手続き及び作業等を行い、解体撤去等業務全体を効率的かつ効果的に遂行する。

第6 事業者のノウハウやアイデアの導入に関する要求水準

(1) 導入目的

- ・諸室面積の可変性や各室の共有化、他用途への転用など、本施設の有効活用を想定したハード面の要素
- ・学習活動における専門的な外部人材や地域住民等との連携など、本施設の運用を支援するソフト面の要素
- ・市が展開している環境や文化・観光、健康・福祉など、各種施策の推進に寄与する要素

基本構想・基本計画にも記載されている通り、本事業は、『つながり』ではぐくむ子どもたちの「学び」と「育ち」を基本コンセプトとし、“たてのつながり”“横のつながり”を重要な視点として、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある効果的かつ魅力的な教育環境づくりを目指している。

そこで、本事業では、「地域とのつながり」が強い小中一貫校を創り上げるため、民間事業者のノウハウやアイデアを積極的に取り入れ、多度地区ならではの多様な地域資源(自然、歴史文化、観光等)や立地環境(農地、周辺施設、道路・鉄道等)とのつながりを意識し、「事業用地全体」(市が本事業を実施するために新たに取得する用地及び多度中小学校の敷地)を対象として、学校機能だけでなく、地域住民等が集い、子どもたちのより豊かな学びにつながる、教育内容や学習と相乗効果のある機能を求めるものとする。

なお、導入範囲は「本施設及び事業用地全体」とするが、本施設は都市計画学校と位置付けることを想定しており、上記の機能を効果的に具現化するために学校以外の用途を含む施設(以下「機能施設」)を整備する場合、多度中小部分の市街化区域(約1.1ha)のみを整備可能区域とする。(参考資料3「事業区域図②」参照)

なお、本事業への上記機能の導入は要求水準(必須)とするが、機能施設の整備及び当該施設の運営・維持管理(以下「機能施設整備・運営事業」)については、事業者の提案とする。

(2) 機能施設の所有形態

機能施設としては、公共施設、公民合築施設、民間(収益)施設など、多様な施設を想定しており、当該施設の所有形態は事業者の提案とする。

公共施設を提案する場合、施設整備及び運営・維持管理に係る市の財政負担額とともに、当該施設を整備することで市が得られる具体的な効果を明示すること。

公民合築施設を提案する場合、民間所有部分は運営事業者による独立採算事業とし、市は施設整備費及び維持管理・運営費を負担しないものとする。また、市所有部分の整備及び運営・維持管理に係る市の財政負担額とともに、当該施設を整備することで市が得られる具体的な効果を明示すること。

民間(収益)施設を提案する場合、当該施設の運営事業者による独立採算事業とし、市は施設整備費及び維持管理・運営費を負担しないものとする。

なお、公民合築施設または民間(収益)施設を提案する場合、市は、当該施設の運営事業者と事業用借地権契約を締結し、同事業者から土地の賃貸料を収受する。事業用借地権契約の内容や具体的な賃貸条件などの詳細については、事業者からの提案内容に基づき、市との協議を踏まえて決定する。

(3) 事業実施主体

機能施設整備・運営事業の実施主体は、当該施設の運営者(民間(収益)施設を提案する場合は運営事業者、公共施設を提案する場合は当該施設の管理者、公民合築施設を提案する場合は、当該施設の運営事業者または管理者)となることを想定している。

事業者は、機能施設の実施主体を明示するとともに、具体的な施設整備計画及び運営・維持管理計画を提案すること。

(4) 事業実施エリアの前提条件

既存施設の跡地については、要求水準として、敷地北東角(市道深谷柚井線と接する箇所)から用地取得部分まで安全かつ円滑に出入りできる本施設用の動線(通学用、車両通行用)や多目的グラウンドなどの整備が必要になることから、機能施設整備・運営事業を実施するエリアは、これらの機能を確保したうえで設定することを条件とする。なお、機能施設の利用者動線については、本施設用の動線とは別に計画すること。

(5) 機能施設の整備に係る基本事項

機能施設の建設工事は、解体撤去工事後の外構工事と並行して行う。

解体撤去工事後の外構工事期間は、令和9年3月末までを期限とするが、機能施設の建設工事期間は事業者の提案とし、整備完了期限が令和9年度以降になる提案も可能とする。

機能施設の建設工事は、本施設の建設業務に関する要求水準に準じる。

(6) 事業の実施判断

機能施設整備・運営事業は、事業者からの提案内容(具体的な施設整備計画及び運営・維持管理計画)に基づき、実現性や継続性、安定性のほか、事業効果や財政負担などを市が総合的に評価したうえで、事業者との協議により事業実施の有無を決定する。

事業者から提案された事業内容を実施することが決定した場合、市、事業者、機能施設の運営者の三者で、事業実施に向けた詳細な協議を進めることとする。

事業者から提案された事業内容を実施しないことが決定した場合、市は責任や費用を負担しないものとする。機能施設の整備・運営事業を実施しない場合、要求水準の通り、既存施設の跡地全体に関して、機能を備えた外構を整備する。

以上